

那珂市都市計画マスタープラン

パブリックコメント
【素案】

平成22年1月

| | | |
|---------|----------------|----|
| 序章 | 計画策定の目的 | 1 |
| 第1章 | 那珂市の概要 | 3 |
| - 1 | 那珂市の特性 | 3 |
| - 2 | 上位計画及び主要プロジェクト | 12 |
| 第2章 | 都市づくりの課題 | 21 |
| 第3章 | 将来都市像の設定 | 29 |
| - 1 | 都市づくりの視点と基本方針 | 29 |
| - 2 | 将来都市規模の設定 | 32 |
| - 3 | 将来都市構成 | 33 |
| 第4章 | 分野別方針 | 41 |
| - 1 | 分野別方針の構成 | 41 |
| - 2 | 分野別方針 | 42 |
| 第5章 | 地域別構想 | 53 |
| - 1 | 地域別構想の構成 | 53 |
| - 2 | 地域別構想 | 55 |
| - 2 - 1 | 菅谷地域 | 55 |
| - 2 - 2 | 瓜連地域 | 60 |
| - 2 - 3 | 額田・神崎地域 | 64 |
| - 2 - 4 | 戸多・芳野・木崎地域 | 68 |
| - 2 - 5 | 五台地域 | 72 |
| 第6章 | 都市づくりの実現に向けて | 77 |

序章 計画策定の目的

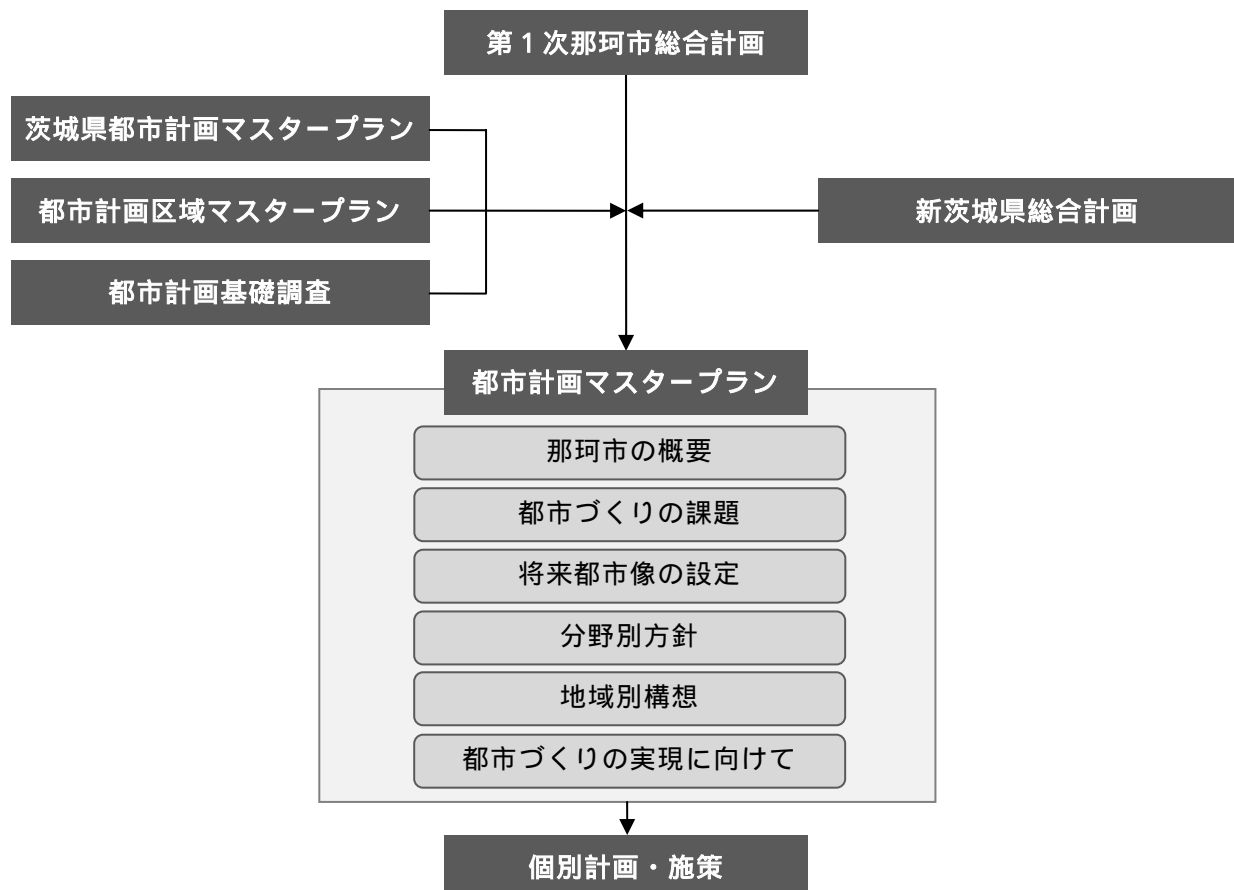
都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる市町村の都市計画に関する基本方針です。

那珂市においては、合併前の那珂町、瓜連町においてそれぞれ都市計画マスタープランが策定されていますが、本計画は、平成 20 年度に策定された「第 1 次那珂市総合計画」に基づき、那珂市として一体性のある都市施策を示す計画であり、今後、都市計画分野において個別施策を実施・展開する際の位置づけとなる計画です。

策定にあたっては、平成 18 年度の都市計画法の改正の背景としても示されている都市計画を巡る社会・経済環境の変化、前計画からの施策やプロジェクトの進捗、那珂市の都市計画上の課題等を考慮しながら、都市づくりの理念、都市計画に関する基本方針とともに、地域別の将来像を示します。

また、都市計画マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後として策定することとされており、那珂市第 1 次総合計画との計画期間の整合性、区域区分(線引き)等の見直し時期等を考慮し平成 42 年を目標年次として策定します。なお、将来人口の設定においては、直近の国勢調査が実施された平成 17 年を基準に、平成 22 年度以降の推計を行います。

図 - 本計画の位置づけ



第 章 那珂市の概要

- 1 那珂市の特性

1 . 那珂市の概要

那珂市は、平成 17 年 1 月 21 日に那珂町と瓜連町が合併し誕生しました。

東京から北東約 100km、県都水戸市の北側に位置し、東側は日立市・ひたちなか市・東海村、北側は常陸太田市と常陸大宮市、西側は城里町に接しています。

地形は、概ね平坦な台地状の地形を示し、市の北側と西側をそれぞれ東に流れる久慈川と那珂川沿岸は低地が形成されており、台地と低地の間は斜面緑地、低地は水田地帯となっています。

市街化区域は、市の南東側の菅谷地区、ひたちなか市に隣接する寄居地区、北西部の瓜連地区に指定され、菅谷地区や寄居地区では、沿道型商業施設の立地が進んでおり、拠点性の向上がみられています。一方、瓜連市街地は、駅前形成された市街地の他、駅南地区での宅地化が進んでいます。

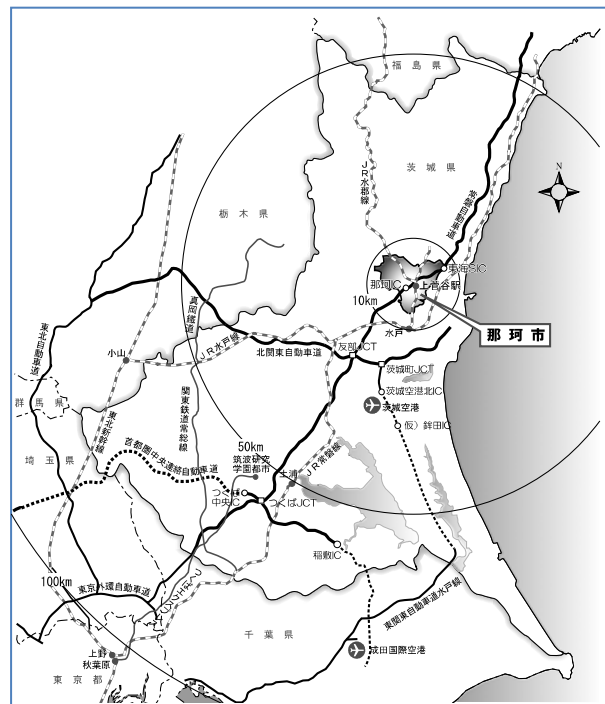
また、産業系の市街化区域としては、向山地区、那珂西部地区、中里地区に工業専用地域が指定されています。

交通の状況を見ると、市のほぼ中心に常磐自動車道那珂 IC が設置されている他、市の北東部の東海 SA にスマート IC も設置され広域への利便性が向上しています。また、南北に 3 本の国道が通過しており、国道 118 号や国道 349 号は県北地域へのアクセス道路となっています。

一方、鉄道は JR 水郡線が通過し、市内に 9 箇所の駅があり、上菅谷駅は常陸大宮方面と常陸太田方面の分岐点となっています。

本市は、昭和 40 年代以降、県都水戸市や工業都市の日立市・ひたちなか市等の人口や産業集積等の都市の拡大に発展に伴い、これらの都市に対する居住の場としてはもちろん、原子力関連施設の立地等も進んできましたが、近年では、幹線道路沿道へ商業施設等の立地が進む等、水戸市以北の拠点として都市機能の充実が進んでいます。

図 - 那珂市の位置



沿道型商業施設の立地が進んでおり、拠点性の向上がみられています。一方、瓜連市街地は、駅前形成された市街地の他、駅南地区での宅地化が進んでいます。

2. 人 口

(1) 人口の推移

国勢調査(平成17年)では、人口は54,705人で、平成12年に比べ0.7%の減少となっています。一方、世帯数は18,034世帯で4.3%の増加となっており、全国的傾向と同様に世帯分離が進んでいることが伺えます。

なお、直近の平成20年の茨城県常住人口調査では、人口54,367人、世帯数18,837世帯となっています。

表 - 人口及び世帯数の推移表

| | 人口総数(人) | 世帯数(世帯) | 世帯人員(人) |
|-------|---------|---------|---------|
| 昭和60年 | 47,388 | 12,607 | 3.8 |
| 平成2年 | 51,078 | 14,246 | 3.6 |
| 平成7年 | 54,178 | 16,050 | 3.4 |
| 平成12年 | 55,069 | 17,289 | 3.2 |
| 平成17年 | 54,705 | 18,034 | 3.0 |

資料)国勢調査

表 - 人口及び世帯数の増減率

| | 人口増減率 (%) | 世帯増減率 (%) |
|-------|-----------|-----------|
| 昭和60年 | | |
| 平成2年 | 7.8 | 13.0 |
| 平成7年 | 6.1 | 12.7 |
| 平成12年 | 1.6 | 7.7 |
| 平成17年 | 0.7 | 4.3 |

資料)国勢調査

(2) 人口動態

直近5年の自然動態(出生 - 死亡)、社会動態(転入 - 転出)をみると、自然動態については自然減となっている一方で、社会動態については一貫して増加傾向を示しており、本市の人口減少は自然減が主たる要因となっていることが分かります。

表 - 人口動態

| | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 5ヵ年計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 自然動態 | -67 | -25 | -146 | -143 | -47 | -428 |
| 社会動態 | 110 | 87 | 53 | 34 | 72 | 356 |
| 総動態 | 43 | 62 | -93 | -109 | 25 | -72 |

単位)人 資料)茨城県常住人口調査

(3) 年齢別人口

国勢調査による年齢別人口をみると、15歳未満の年少人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しており、本市においても少子高齢化が進行し

表 - 年齢別人口

| | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 |
| 15歳未満 | 10,478 | 22.1% | 9,935 | 19.5% | 9,364 | 17.3% | 8,370 | 15.2% | 7,586 | 13.9% |
| 15～64歳 | 31,257 | 66.0% | 34,197 | 67.0% | 36,265 | 66.9% | 36,434 | 66.2% | 35,505 | 64.9% |
| 65歳以上 | 5,644 | 11.9% | 6,946 | 13.6% | 8,549 | 15.8% | 10,263 | 18.6% | 11,599 | 21.2% |
| 年齢不詳 | 9 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 0.0% | 15 | 0.0% |

資料)国勢調査

ていることが分かります。さらに、平成2年以降は15～64歳の生産年齢人口も減少しており、若年層の定住促進が課題となります。

3. 産 業

(1) 就業先の動向

本市は、水戸市やひたちなか市との関係が深く、近隣市町村の中でも自市町村内就業率が低くなっています。

国勢調査から本市居住者の就業先の比率をみると、水戸市 20.9%、ひたちなか市 14.1%となっています。

表 - 都市計画区域内における就業率比較

| 市町村 | 自市町村 内就業率 (%) | 10%通勤圏 | | | |
|--------|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 1位 | | 2位 | |
| | | 市町村 | 就業率(%) | 市町村 | 就業率(%) |
| 水戸市 | 78.3 | | | | |
| ひたちなか市 | 65.1 | 水戸市 | 15.8 | | |
| 東海村 | 52.0 | 日立市 | 15.3 | ひたちなか市 | 13.6 |
| 那珂市 | 47.5 | 水戸市 | 20.9 | ひたちなか市 | 14.1 |
| 大洗町 | 61.2 | 水戸市 | 19.0 | | |
| 茨城町 | 51.9 | 水戸市 | 24.6 | | |

資料)平成 17 年国勢調査

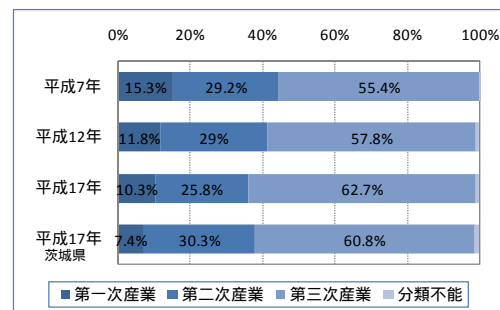
(2) 産業構造

那珂市に居住する人(常住地ベース)産業構造をみると、第一次産業の減少と第三次産業の増加という全国的な傾向を示していますが、茨城県全体と比較すると第三次産業就業者が多くなっているのが特徴です。

表 - 産業別人口の推移

| | | 総数 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
|--------------|-----|-----------|---------|---------|---------|
| 平成7年 | 人 | 28,710 | 4,380 | 8,394 | 15,894 |
| | 構成比 | 100.0 | 15.3 | 29.2 | 55.4 |
| 平成12年 | 人 | 28,570 | 3,385 | 8,395 | 16,522 |
| | 構成比 | 100.0 | 11.8 | 29.4 | 57.8 |
| 平成17年 | 人 | 27,612 | 2,853 | 7,130 | 17,302 |
| | 構成比 | 100.0 | 10.3 | 25.8 | 62.7 |
| 平成17年 茨城県 | 人 | 1,461,560 | 108,019 | 443,203 | 888,758 |
| | 構成比 | 100.0 | 7.4 | 30.3 | 60.8 |

図 - 産業別人口の推移

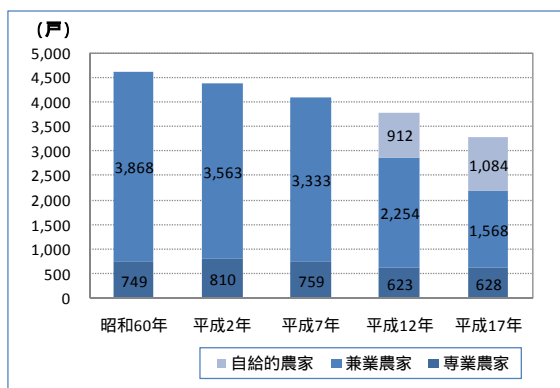


総数は分類不能の産業を含む 単位)人、% 資料)国勢調査

(3) 第一次産業

農業は、農家戸数、農業産出額とも一貫して減少傾向を示しており、農家戸数をみると販売農家が減少する中で、自給的農家が増加しています。

図 - 農家戸数の推移

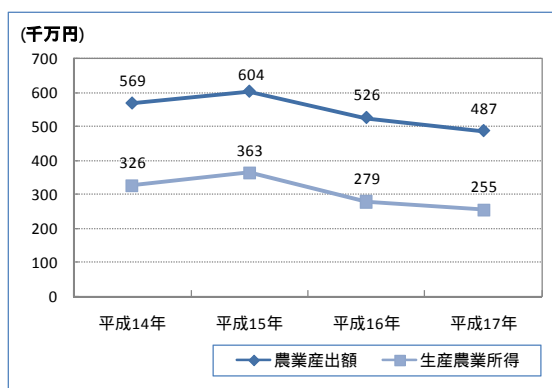


資料) 茨城県農業基本調査、農林業センサス

注) 平成7年以前は、全農家を対象に専業兼業別農家数を調査。

平成12年以降は全農家のうち販売農家を対象に専業兼業別農家数を調査

図 - 農業産出額の推移

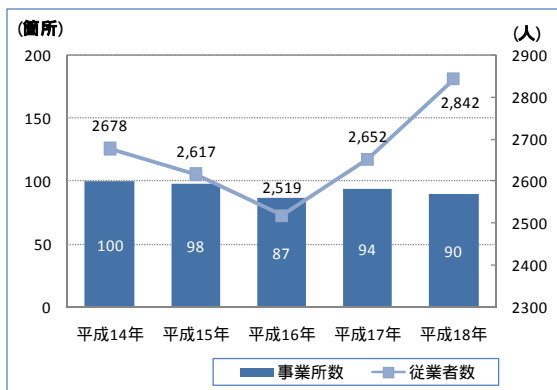


資料) 茨城県農林水産統計年報

(4) 第二次産業

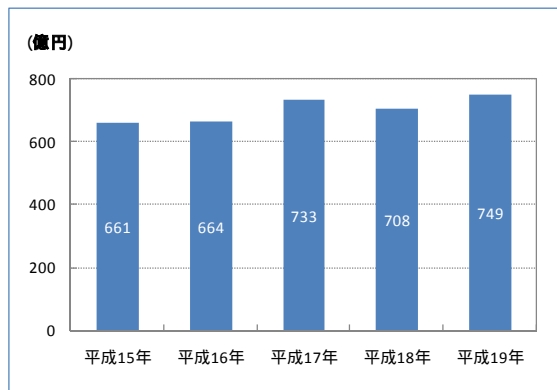
第二次産業の状況を見ると、市内の事業所数は減少しているものの、製造品出荷額は増加傾向を示している他、従業者数も平成16年以降増加しており、事業所規模が拡大していることが伺えます。

図 - 事業所・従業者数の推移



資料) 工業統計調査

図 - 製造品出荷額の推移



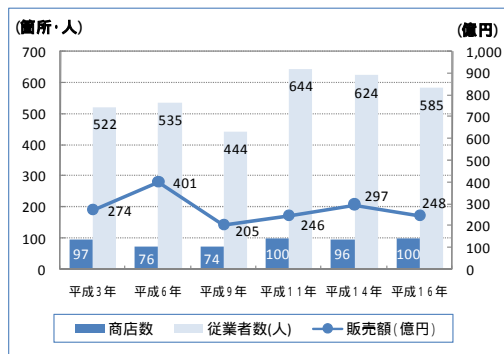
資料) 工業統計調査

(5) 第三次産業

商業の状況

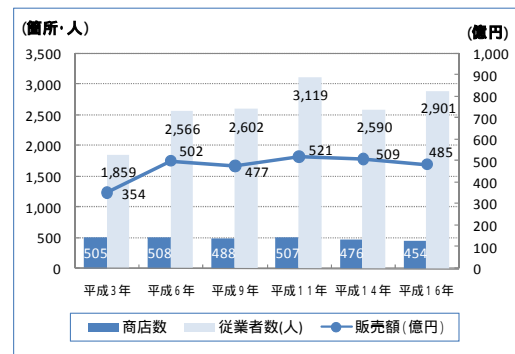
本市の卸売業は、平成 11 年以降 100 店前後で推移していますが、販売額は減少傾向となっています。一方小売業は、平成 11 年以降店舗数が減少しており、販売額も平成 11 年をピークに減少しています。

図 - 卸売業の推移



資料) 商業統計調査

図 - 小売業の推移



資料) 商業統計調査

大型店の立地動向

平成 18 年度に実施した都市計画基礎調査では、市内に 8 店の大規模商業店舗が立地しています。現在も、瓜連駅南地区及び寄居地区において商業施設の立地が計画されており、寄居地区については大規模集客施設に該当する施設が計画されています。

表 - 大規模商業店舗立地状況

| 店舗名 | 所在地 | 敷地面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) |
|---------------|-----------|----------|----------|
| カンセキ那珂店 | 竹ノ内4丁目 | 6,346.5 | 1,476 |
| 那珂コミュニティプラザ | 菅谷1614外 | 16,983.8 | 7,114 |
| 那珂コミュニティプラザ | 菅谷1618-2外 | 16,559.2 | 7,719 |
| 那珂町ショッピングセンター | 竹ノ内3丁目 | 18,087.5 | 5,395 |
| ワンダーグー那珂店 | 菅谷2431-1外 | 6,648.3 | 2,162 |
| スーパーヒロセヤ | 飯田2696-1外 | 3,731.3 | 1,763 |
| カスミ那珂店 | 竹ノ内1丁目 | 6,164.4 | 1,929 |
| カワチ薬局那珂店 | 菅谷5475-1外 | 11,665.3 | 2,073 |

資料) 平成 18 年度都市計画基礎調査

4 . 都市計画の指定状況

(1)市街化区域及び用途地域

本市は、昭和 46 年 3 月 15 日に市街化区域・市街化調整区域の決定がなされ、平成 20 年 12 月 16 日現在で 989.0ha の市街化区域が指定されています。市街化区域については、計画的な建物の誘導を図るため、11 種類の用途地域が指定されています。

表 - 用途地域の指定状況

| 区 分 | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 建ぺい率 | 容積率 |
|----------------|---------|---------|------------|-------------|
| 第 1 種低層住居専用地域 | 441.0 | 44.60 | 40% 50% | 80% 100% |
| 第 2 種低層住居専用地域 | 7.0 | 0.70 | 40% | 80% |
| 第 1 種中高層住居専用地域 | 21.0 | 2.10 | 60% | 200% |
| 第 2 種中高層住居専用地域 | 1.8 | 0.20 | | |
| 第 1 種住居地域 | 137.0 | 13.80 | | |
| 第 2 種住居地域 | 15.0 | 1.50 | | |
| 準住居地域 | 29.0 | 2.90 | | |
| 近隣商業地域 | 15.0 | 1.50 | 80% | 200% |
| 準工業地域 | 15.0 | 1.50 | 60% | 200% |
| 工業地域 | 50.0 | 5.10 | | |
| 工業専用地域 | 258.0 | 26.10 | | |
| 合 計 | 989.0 | 100.00 | - | - |

資料)都市計画課

(2)地区計画

地区計画は、地区の特性に合わせた環境形成や用途地域制度の補完、地区内の基盤施設の計画的整備等を目的に 3 地区で定められています。主として、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限が定められています。下菅谷地区と杉原地区では、地区施設も定められています。

表 - 地区計画の決定状況

| 地 区 名 | 区 域 | 面積 (ha) |
|---------|-------------------|---------|
| 上菅谷駅前地区 | 上菅谷駅前地区土地区画整理事業区域 | 5.9 |
| 下菅谷地区 | 下菅谷地区 | 61.0 |
| 杉原地区 | 杉原地区 | 28.0 |
| 合 計 | 3 地区 | 94.9 |

資料)都市計画課

(3) 都市計画道路

都市計画道路は、西木倉・下大賀線(国道118号)や中台・額田線(国道349号)、菅谷・飯田線等の広域・地域幹線道路の他、菅谷市街地、瓜連市街地に関連する幹線道路が18路線都市計画決定されています。

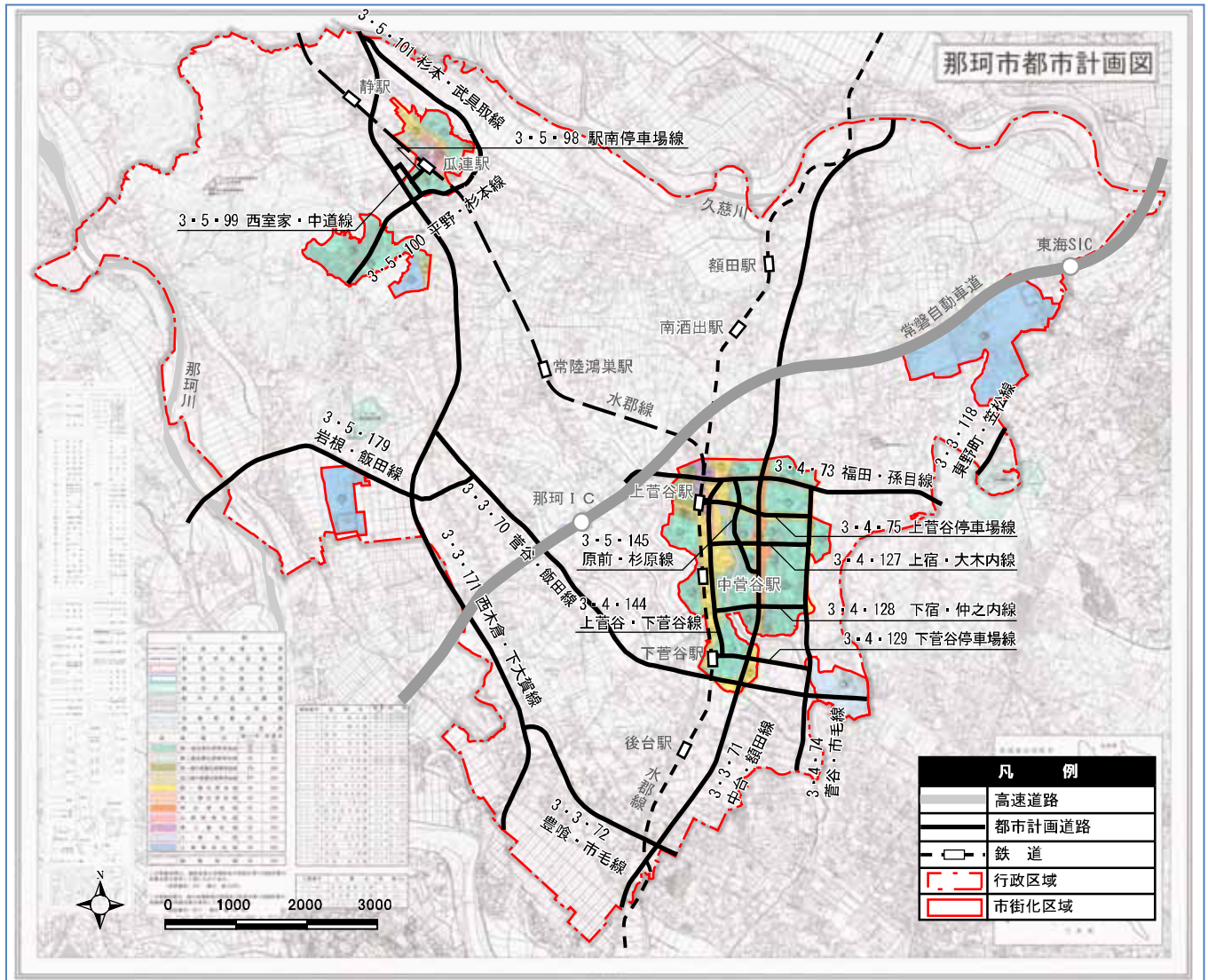
表 - 都市計画道路決定状況

(平成21年4月1日現在)

| 路線名称 | 都市計画決定 | | | | 整備率 (%) | 備 考 |
|------------------|--------|--------|-------------------------|----------|------------|--|
| | 幅員 | 延長 | 最終決定 | 車線 の数 | | |
| 3・3・70 菅谷・飯田線 | 25 | 7,450 | H11.6.10 (S43.12.28) | 4 | 44.3 | 幅員 25m-5,240m 幅員 27m-2,210m |
| 3・3・71 中台・額田線 | 22 | 12,110 | H2.11.15 (S43.12.28) | - | 100.0 | 国道349号バイパス |
| 3・3・72 豊喰・市毛線 | 22 | 3,110 | H9.4.28 (S43.12.28) | - | 100.0 | 県道那珂湊那珂線 |
| 3・4・73 福田・孫目線 | 16 | 4,550 | S54.1.16 (S43.12.28) | - | 100.0 | 県道瓜連馬渡線 |
| 3・4・74 菅谷・市毛線 | 16 | 3,950 | H2.11.15 (S43.12.28) | - | 46.3 | |
| 3・4・75 上菅谷停車場線 | 16 | 1,540 | H13.9.3 (S43.12.28) | 2 | 40.9 | 3,000㎡の駅前広場 幅員 16m-780m 幅員 25m-760m |
| 3・3・118 東野町・笠松線 | 25 | 770 | H12.8.7 (S63.4.7) | 4 | 100.0 | 国道6号 都市計画決定総延長 18,810m |
| 3・4・127 上宿・大木内線 | 16 | 1,400 | H2.11.15 (S63.7.25) | - | 65.7 | |
| 3・4・128 下宿・仲之内線 | 16 | 1,280 | S63.7.25 | - | 0.0 | |
| 3・4・129 下菅谷停車場線 | 16 | 1,320 | H2.11.15 (S63.7.25) | - | 0.0 | 2,000㎡の駅前広場 |
| 3・4・144 上菅谷・下菅谷線 | 16 | 2,540 | H2.11.15 | - | 29.5 | 旧太田街道 県道瓜連馬渡線 |
| 3・5・98 駅南停車場線 | 15 | 230 | H16.1.19 (S54.8.7) | 2 | 100.0 | |
| 3・5・99 西室家・中道線 | 12 | 630 | H9.4.28 (S54.8.7) | - | 39.7 | |
| 3・5・100 平野・杉本線 | 12 | 3,110 | H10.10.12 (S54.8.7) | - | 87.5 | 平野台団地 |
| 3・5・101 杉本・武具取線 | 12 | 2,120 | H9.4.28 (S54.8.7) | - | 0.0 | 平成21年度廃止 |
| 3・5・145 原前・杉原線 | 12 | 1,420 | H2.10.25 | - | 100.0 | |
| 3・3・171 西木倉・下大賀線 | 28 | 12,260 | H9.4.28 | - | 0.0 | 国道118号 |
| 3・5・179 岩根・飯田線 | 15 | 3,890 | H11.6.10 | 2 | 94.3 | 県道城里那珂線、県道下宿常陸鴻巣線 都市計画決定総延長 4,610m |
| 計 | 18路線 | 63,680 | - | - | - | |

()内は当初決定日 資料)都市計画課

図 - 都市計画道路網図



(平成 21 年 4 月現在)

- 2 上位計画及び主要プロジェクト

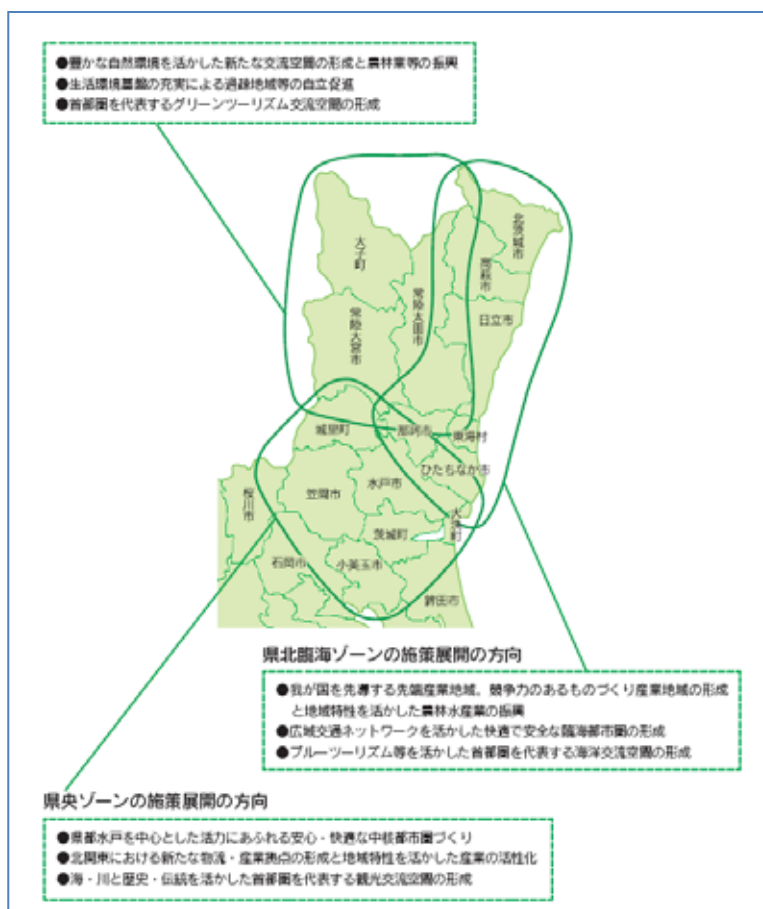
1. 上位計画

(1) 新茨城県総合計画(平成 18 年度～平成 22 年度)

茨城県の将来方向を示した本計画において、那珂市は「北部広域連携圏」に位置づけられています。そして、この「北部広域連携圏」における施策展開の方向について、以下のよう示されています。

【北部広域連携圏におけるゾーニングと施策展開の方向】

21 世紀の我が国を先導する先端産業地域と北関東の新たな物流・産業拠点の形成
 県北からの新しいライフスタイルの発信や自然、歴史等の活用による首都圏を代表する交流・二地域居住空間の形成
 安心・安全で快適に暮らせる生活環境圏の形成
 県都水戸・ひたちなか地区を中心とした中核都市圏の形成



また、「北部広域連携圏」の中でも、那珂市は主として「県北臨海ゾーン」に位置づけられ、次のような地域づくりの方向が示されています。

【県北臨海ゾーンの地域づくりの方向】

- 日立市、東海村、那珂市、ひたちなか市などの地域においては、大強度陽子加速器（J-PARC）等を活用して最先端の研究開発や産業利用を進め、我が国を先導する先端産業地域の形成を目指します。また、日立地区におけるものづくり企業の集積を活かし、研究開発型の企業立地や地域産業の高度化を進め、競争力のあるものづくり産業地域の形成を目指します。
- 常磐自動車道、常磐線、常陸那珂港、日立港などの広域交通ネットワークを活かし、日立・ひたちなか・那珂地区などへの産業集積の促進を図るとともに、安全で快適に暮らせる生活基盤などの整備を進め、活力のある都市圏の形成を目指します。
- 北茨城市、高萩市などにおいては、豊かな海や変化に富んだ海岸線などの資源を活用したブルーツーリズムなどの周遊観光を推進し、魅力ある観光交流空間の形成を目指します。

平成 20 年 12 月 25 日付で常陸那珂港、日立港、大洗港は「茨城港」として統合されています。

この地域づくりの方向に基づき位置づけられた主要な施策のうち、本市に関連する施策としては、次のようなものが挙げられます。

施策展開の方向「我が国を先導する先端産業地域、競争力のあるものづくり産業地域の形成と地域特性を活かした農林水産業の振興」

| 区 分 | 主要な施策 |
|----------------------------|--|
| 大強度陽子加速器等を活用した研究開発、産業利用の促進 | ・中性子の産業利用に向けての普及啓発や産学官共同研究拠点の整備 |
| ものづくり産業の育成や新事業・新産業の創出 | ・成長分野への進出支援や人材の育成、研究開発型の企業の立地促進 ・企業向け支援や生活支援などのサービス産業の育成 ・県央広域工業用水道事業の推進 |
| 国際的な研究を支える地域環境の整備 | ・原子力関連施設などの集積を活かした科学技術に親しめる環境づくり |
| 地域特性を活かした農林水産業の振興 | ・緑の循環システムなどによる森林の多面的機能の維持・増進 |

施策展開の方向「広域交通ネットワークを活かした快適で安全な臨海都市圏の形成」

| 区 分 | 主要な施策 |
|-------------------|--|
| 広域交通ネットワークの整備 | ・(仮称)水戸勝田環状道路、国道 6 号日立バイパス、国道 245 号水戸～日立、県道常陸那珂港山方線、県道城里那珂線、(仮称)水戸勝田環状道路、日立山側道路、肋骨道路などの整備、北関東北部横断道路の整備検討 |
| 安全で快適に暮らせる生活基盤の整備 | ・那珂久慈流域下水道や公共下水道、農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進 |

ブルーツーリズム：漁村や島の生活体験や漁業体験など地域との交流を深めながら、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

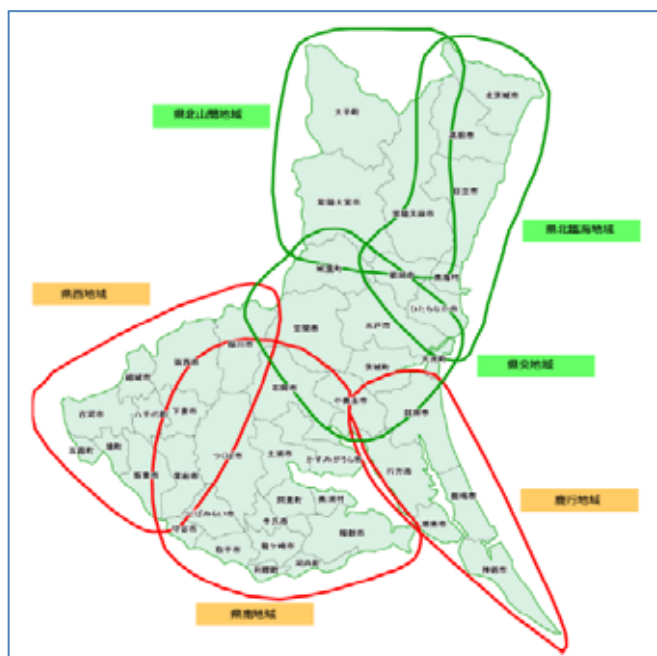
施策展開の方向「ブルーツーリズム等を活かした首都圏を代表する海洋交流空間の形成」

| 区 分 | 主要な施策 |
|----------------------------|---|
| 広域周遊観光 ネットワークの形成 | ・ 里山の景観や豊かな自然・歴史・文化などの地域資源を活かした多様な主体の参画による美しい道路空間・まちなみ景観づくりや魅力ある観光ネットワークの形成 |
| 多様な地域資源を活用したブルーツーリズム等などの推進 | ・ 県民の森や植物園の整備充実と森林浴をはじめとする自然体験活動の促進 ・ 県北ならではの新たなライフスタイルの魅力の発信とブランド化 |

(2) 茨城県国土利用計画(第四次) 平成 21 年 3 月策定

国土利用計画法に基づき、国土利用計画(全国計画)を基本に県土利用の基本的な考え方を示す長期ビジョンであり、急速な高齢社会の進展や本格的な人口減少社会の到来等、県土利用に関する諸課題に対応し、真に豊かな地域社会を実現するため、本県の特徴を活かした持続可能な県土管理を目指すこととしています。

本計画では、新茨城県総合計画の地域区分に合わせ、地域固有の特性や課題を共有し、一体的な地域づくりを推進することが望ましい地域として、県土を「県北山間」、「県北臨海」、「県央」、「鹿行」、「県南」及び「県西」の 6 地域に区分され、那珂市が位置する「県北臨海」の地域全体の



土地利用の基本方向は次のように位置づけられています。

県北臨海地域全体の土地利用の基本方向

中性子を利用した世界最高性能の研究施設である大強度陽子加速器施設(以下「J-PARC」という。)を活用して研究開発や産業利用を図るとともに、世界レベルの研究を支える地域環境の整備を進め、我が国を先導する先端産業地域の形成を目指す。また、日立地区におけるものづくり技術の集積を活かし、研究開発型の企業立地や地域産業の高度化を進め、競争力のあるものづくり産業地域の形成を目指す。さらに、公共交通の維持確保を含めた広域交通ネットワークを整備し、安全で快適な臨海都市圏の形成を図るとともに、優れた景観を有する海岸を保全し、ブルーツーリズム等による首都圏を代表する海洋交流空間として活用する土地利用を行う。

(3) 第1次那珂市総合計画 平成20年3月策定

都市の将来像と基本理念

平成20年度から平成29年度までの那珂市の基本的な施策を示す本計画では、那珂町、瓜連町の既往計画等をもとに、「人にやさしく文化の香り高いまち」という将来像の下、次の3つの基本理念を掲げています。

人にやさしく文化の香り高いまち

市民とともに創る協働のまちづくり

市民が安全で安心して暮らせる住み良いまちづくり

市民がいきいきと輝き、活力あふれるまちづくり

土地利用構想

第1次那珂市総合計画では、「居住ゾーン」、「商業・業務地ゾーン」、「産業ゾーン」、「農地・自然環境ゾーン」の4つのゾーンに分け、土地利用の方針を示しています。

居住ゾーン

本市は、水戸・勝田都市圏において住宅都市として位置づけられており、今後も市街化区域内の住宅地については、その機能強化に向けた都市基盤の整備に努めます。

また、市街化調整区域の既存の集落地については、環境負荷の軽減を考慮した生活環境の充実を図ります。

商業・業務地ゾーン

現在の市街化区域を中心に、都市計画道路の整備や街づくり事業などを進めることにより、求心力を持つ商業・業務地の形成を図り、市全体の活性化につなげます。

また、寄居地区については、適正かつ合理的な土地利用が図れるよう、都市計画制度を活用し、適切な見直しを行います。

産業ゾーン

向山工業専用地域及び那珂西部工業専用地域については、優良企業の誘致を図るなどして、産業の活性化や雇用の拡大につなげます。

那珂核融合研究所の未利用地については、産業の振興に資するよう有効活用について関係機関に働きかけます。

農地・自然環境ゾーン

農地の集約や基盤整備を進め、担い手の育成及び地産地消の拡大などを図りながら、優良農地の保全に努めるとともに、環境保全機能や景観形成機能の維持にも努めます。

市西部の山地・丘陵地・河川等の豊かな自然については、その保全に努めます。

中里工業専用地域については、市街化調整区域に変更する方向で見直しを行います。

図 - 土地利用構想図



施策の大綱

市民との協働のまちづくり

基本的目標

市民とともに協働して魅力あるまちづくりを進めるため、あらゆる場面で行政情報の提供や市民との意見交換などの充実強化に取り組みます。

また、協働のしくみづくりや、地域における防災・防犯、福祉、教育などのまちづくり活動の主体となるコミュニティの再生・活性化を図ることにより、協働によるまちづくりを目指します。

市民との協働によるまちづくりを推進する
男女共同参画社会の形成を図る

安全で快適な住みよいまちづくり

基本的目標

市民が安全で快適に暮らすことができるように、防災・防犯体制の強化を図るとともに、道路や下水道など生活基盤の整備を進めます。

また、本市の豊かな自然や田園風景を残し、良好な生活環境を維持していくため、身近な自然環境の保全に努めるとともに、環境にやさしい循環社会の実現を目指します。

- 災害に強い環境を整える
- 犯罪を防ぐための環境を整える
- 安全な交通環境を整える
- 健康で快適に過ごせる生活環境を保つ
- 地球にやさしい循環型社会への転換を図る
- 利便性の高い交通基盤を整える
- 調和の取れた土地利用を図る
- 魅力ある市街地を形成する
- 安定的に水道水を供給する
- 適正に生活排水を処理する

健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

基本的目標

市民が、安心して生きがいをもって暮らせるように、市民一人ひとりに合った保健・医療・福祉のサービスを提供するため、関係機関との連携を強化します。また、生きがいと健康づくりを推進するとともに、家庭や地域で助けあい支えあえる社会の実現を目指します。

特に少子化対策については、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、地域社会全体で子育てを支える体制の強化に取り組みます。

- 家庭や地域で支えあう福祉環境を整える
- 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える
- 障害者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える
- 安心して子どもを産み育てられる環境を整える
- 適切な医療が受けられる環境の充実を図る
- 健康で生きがいをもって暮らせる保健体制の充実を図る

豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

基本的目標

市の将来を担う子どもたちが、確かな学力と豊かな心を身に付けられるように、学校教育の充実強化に取り組みます。

市民が、生涯にわたり豊かな心と健全な体で、文化を育みながら暮らせるように、生涯学習、生涯スポーツ環境の充実と自主的な活動を支援します。

また、市民が、郷土の歴史や伝統を身近なものと感じられるように、歴史資源や伝統文化の保全と活用を促進します。

個性と創造性を育む学校教育の充実を図る
 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える
 生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整える
 未来を担う青少年の健全育成を図る
 貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る
 多様な文化と交流する機会の充実を図る

活力があり賑わいのあるまちづくり

基本的目標

市の活力を支える調和のとれた産業を築くため、基幹産業である農業の振興を図るとともに、先端科学技術産業の立地や交通の利便性が高いなどの優位性を活かし、優良企業の誘致を進めます。また、商業・サービス業の活性化や魅力ある環境資源づくり、特産品づくりを進めます。

活力ある農業の振興を図る
 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る
 地域資源を生かした観光の振興を図る

行財政運営の効率化による自立したまちづくり

基本的目標

社会経済情勢の変化や地方分権の発展、市民ニーズの多様化などに対応するため、行政改革の実現により、効果的・効率的な行政運営と健全な財政運営を進め、市民サービスの向上に向けた取り組みを推進します。

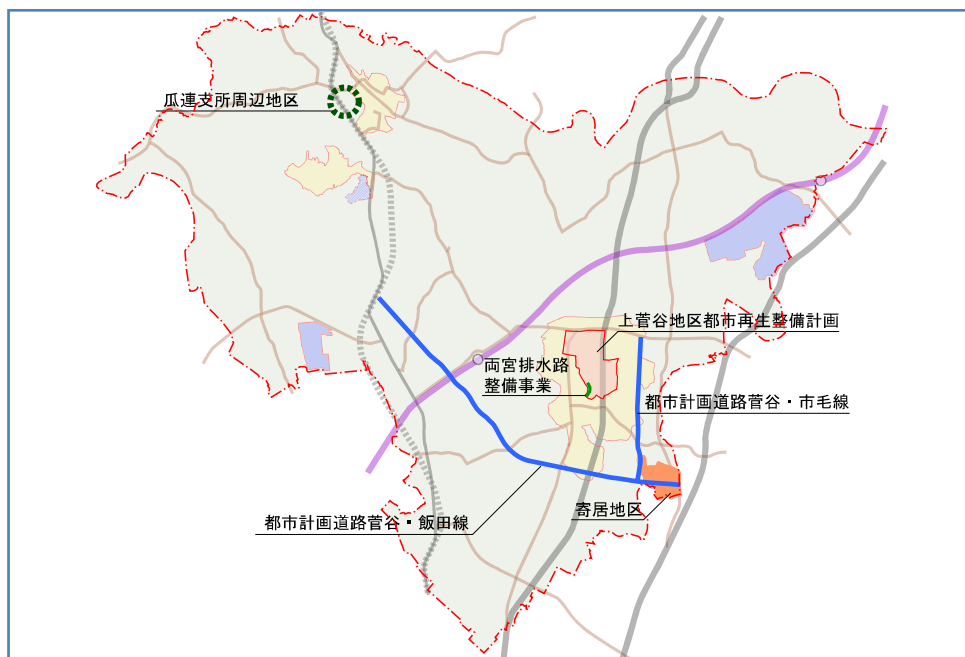
効果的・効率的な行政運営を行う
 健全な財政運営を行う
 多様な行政サービスを提供する

2. 主要プロジェクト

表 - 主要プロジェクト

| プロジェクト名 | 概 要 |
|-------------------|---|
| 上菅谷地区 都市再生整備計画 | ・上菅谷地区の 96ha を対象に、「上菅谷駅周辺に新しい都市軸と都市機能の集積したコンパクトな拠点を形成し、人々が行き交い、賑わいとコミュニティが育まれる那珂市の中心的な市街地空間を創出する」ことを目標に、平成 19～23 年度の 5 年間に、道路、公園、駐輪場、緑地等の整備を行うこととしています。 |
| 都市計画道路 菅谷・飯田線 | ・(仮称)水戸勝田環状道路を構成する路線で、幅員 25～27m で都市計画決定され、那珂市内は約 3,200m が供用済みとなっています。 |
| 都市計画道路 菅谷・市毛線 | ・菅谷市街地東部の南北軸となる道路で、約 1,830m が供用済みとなっています。 |
| 両宮排水路整備事業 | ・菅谷市街地の中央を縦断する幹線排水路の整備 (L = 3,816m) で、このうち約 600m が整備済みとなっています。 |
| 寄居地区 | ・地区西部のまとまった未利用地の整序が必要となっている中で、今後の都市計画において考慮する必要がある開発計画が検討されています。 |
| 瓜連支所周辺地区 | ・国道 118 号沿道での新たな集客拠点の形成を目指し、瓜連支所を活用した道の駅の整備が検討されています。 |

図 - 主要プロジェクト



第 章 都市づくりの課題

都市計画マスタープランの策定にあたっての課題の設定においては、社会的背景からの設定を行うとともに、那珂市の現状を十分考慮するため、グループインタビューを実施し市民が日常的に感じている事項を加味し設定します。

1. 計画策定の社会的背景

社会・経済構造の転換に伴う都市計画の変化

都市計画の方向性は、人口減少・超高齢社会の到来により大きく変化しています。

従来は、人口増加やモータリゼーションの進展等を背景として、居住場所の郊外化、病院、学校、庁舎等の公共公益施設の郊外移転、大規模商業施設の郊外立地等、成長と拡大を前提として、都市の中心から外縁への拡大を基本とする施策が進められてきましたが、人口減少や高齢社会が現実となる中で、新たな視点での都市計画施策が求められています。

平成 18 年に施行された改正都市計画法では、高齢者も含めた多くの人々が暮らしやすい環境の確保、インフラの整備・維持管理コストの抑制、さらには温暖化等の環境問題の観点から、まちづくりのあり方が転換されています。具体的には、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現することが、人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを実現するために重要であるとされており、一つの方向性として集約型の都市構造が示されています。

成熟した社会環境において変化する市民意識

社会経済の成熟化に伴い、人々の日常生活の過ごし方についても意識が変化しており、それに伴い都市環境に対するニーズも変化しています。

居住地や環境については、家族構成の多様化や不動産所有意識の変化、さらには近年の不動産の供給超過等により、自らが求める暮らしの環境に合った居住地を選択する傾向がみられます。

また、日常生活においては、自由時間の増大に伴う趣味・文化活動、健康づくり等への関心の高まりがみられています。

さらに、女性や高齢者の社会参加がみられるようになり、生活環境の質だけでなく、就業やコミュニティ、世代間交流、自然との関わり等、多様な価値観に基づくニーズが生まれている他、ボランティア活動等を通じた社会参加への関心も高まっています。

グループインタビュー：小人数の対象者を集め、司会者の進行により、あるテーマについて座談会形式でインタビューを行う手法。

インフラ：インフラストラクチャーの略で、都市計画では、道路や公園等の都市基盤施設や公益施設を指す。

ストック：過去から蓄積された資本・財貨を示し、道路や公園、施設等の公共施設を指す。

産業構造の変化に伴う都市への影響

産業経済分野では、グローバル化や情報化の進展、新興国の台頭、食糧や鉱物価格の高騰等、従来とは異なる動向を示しています。我が国についても、生産拠点の海外シフト、産業のソフト化等を進めてきましたが、近年では、高付加価値型産業を中心として国内生産の拡大等、新たな動きも見られています。

しかしながら、今後は、国内において従来のような生産規模が必要とされる可能性は低く、企業活動においては、生産効率化のため事業所の規模拡大と統廃合が進むものと考えられ、産業系土地利用の需要の変化等、都市機能や都市構造への影響を与えるものと考えられます。

環境問題への関心の高まりと取り組みの必要性

近年の社会的な問題として、地球温暖化等の環境問題が挙げられます。産業革命以来の工業の発展、経済成長に伴う生産と消費の増加、人口増加、新興国での産業成長等による環境負荷の増大は、地球規模での環境問題の深刻化を招いており、国際的な取り組みが必要となっています。

環境問題は、既に身近な生活においても取り組みが進められており、温暖化の主な要因とされる二酸化炭素の排出抑制、循環型社会への移行、自然エネルギーの利用促進等が進められており、都市施策においても、集約型都市構造への転換や公共交通の利用促進等、新たな取り組みが必要になっています。

安全・安心に対するニーズの拡大

都市基盤の整備水準の向上に伴い、日常生活における「安全・安心な環境」への関心が高まっています。

都市に求められる「安全・安心」については、地震や風水害等の自然災害とともに、防犯・防災等の広範な範囲に渡っています。そのため、都市施策においては、自然災害等への対応を考慮した基盤整備とともに、市民との協働による防犯・防災に取り組む環境づくりが必要になっています。さらに、公共施設については、利用者の安全性や快適性確保に対する取り組みも重要な要素となっています。

2. グループインタビュー

グループインタビューは、市民の視点に基づく現在の環境や都市の将来像を把握するため、市内の5団体(フレンドリー保育、女性ネットワークなか、社会福祉協議会、民生委員、商工会青年部)を対象に実施し、以下のような意見が集約されました。

表 - グループインタビューで示された意見の概要

| 項 目 | 意見の概要 |
|----------|---|
| 10年前との比較 | 人間関係の希薄化や少子化高齢化の進行が指摘されています。 特に子育て世代では、市街化調整区域にある地域での子供の減少や子育て環境の変化が懸念されています。 菅谷地区の市街地環境や道路整備が進んでいるという評価が挙げられています。 |
| 那珂市の魅力 | 都市の利便性と自然環境が共存する環境であるという意見が示されています。 自然要素としては、ため池や小河川が多いことが挙げられています。このような要素を活用した環境づくりとして自然環境の保全や散策の場として利用してはどうかという意見が示されています。 |
| 那珂市の課題 | 車への依存が強い地域であり、車に乗れなくなったらどうなるのかという懸念が示されています。 若年層の居住促進が指摘されており、生活利便性だけでなく、子育て環境等の充実が望まれています。 その中で、鉄道やバス等の公共交通機関の充実に対する期待も示されており、鉄道駅への駐車場や駐輪場の整備等についての意見も挙げられています。 就業や生活・医療面における水戸市やひたちなか市への関連の強さが指摘されており、都市機能については、広域的に分担する機能と自市内で確保を目指す機能を整理していくことが必要です。 |
| 那珂市の将来像 | 水戸市やひたちなか市等の拠点都市に隣接することから、「居住」を基本とする環境づくりが求められています。 その際、周辺都市との機能分担を考慮しながら役割を明確化していく必要性が指摘されています。 積極的に開発を進めるよりも、自然環境との調和を考慮しながら、適度な人口の集積と多世代の居住ができる環境づくりが求められています。 |
| その他 | 子育て環境や医療等については、市内での機能充実が求められています。 駅からの主要道路への街灯設置等、安全な環境づくりに関する意見が示されています。 日常生活における自動車の必要性・利便性が挙げられていますが、その一方で、高齢社会の到来に備え、自動車に依存しない生活環境づくりの必要性が指摘されています。 水辺を生かしたホタルやカエル等が生息する環境づくりについての意見が示されています。 |

3. 広域における那珂市の位置づけ

水戸都市圏を構成する都市

- ・茨城県では、水戸市及びつくば市を中心とする地域への二極化が進行しています。
- ・那珂市は水戸・勝田都市計画区域に属し、生活面においても水戸市やひたちなか市との関連が強いことから、水戸・ひたちなか都市圏を構成する都市として、水戸市やひたちなか市といった母都市との連携を前提とした都市づくりが基本方向であると考えられます。

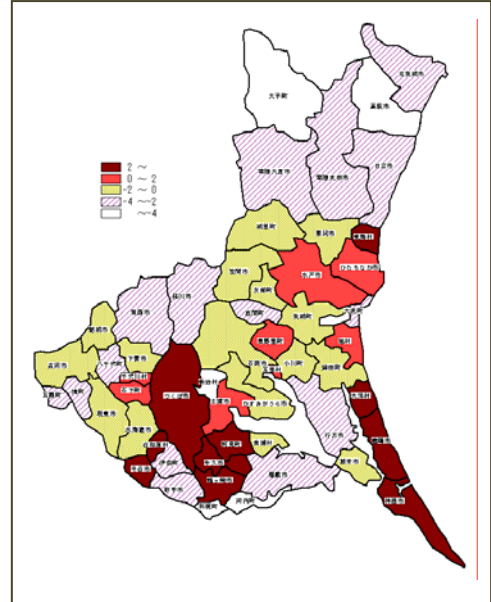


図 - 市町村別人口増減率

茨城県北地域への玄関口となる地域

- ・市内には、国道 118 号や国道 349 号、JR 水郡線等の茨城県北地域の交通の主動線を擁しており、県央地域から県北地域を連携する位置にあることから、県北地域への玄関口となる都市といえます。
- ・さらに、那珂市内においては、合併により市域南東部の菅谷地区を中心とする都市的な要素と、静峰ふるさと公園、県民の森、古徳沼等の瓜連地区や戸多地区等を中心に分布する自然資源が共存する都市となっており、都市的空間から田園空間へ移行する都市としての性格が明確になっています。

4. 都市計画マスタープランにおける都市づくりの課題

前章で整理した都市の概要と、グループインタビュー、広域における那珂市の位置づけ等から、都市計画マスタープラン策定にあたっての都市づくりの課題を以下のように設定します。

- 都市と田園 - 2つの要素の調和を図る都市計画の構築

前述のように本市は、水戸・勝田都市計画区域を構成する一方で、県北地域への玄関口としても位置づけられる都市であり、グループインタビューでもこれらの共生を評価する意見が示されているように、都市と農村・自然等の異なる機能が共存する都市づくりが求められます。そのため、合併による都市計画の一体化とともに、都市全体の視点においては、区域区分制度の適切な運用や周辺地域・都市との連携軸の整備等を考慮した都市計画の構築が必要です。

社会構造の変化に対応した都市施策の展開

グループインタビューでは、地域での少子高齢化の進行、自動車交通への依存と公共交通機関の必要性や利便性が挙げられ、今後の生活環境に対する不安が指摘されています。

少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化、地球温暖化対策としての環境共生社会の実現等が求められる中で、都市計画を巡る状況も成長・拡大型から成熟・集約型の都市づくりを指向し、「コンパクトシティ」に象徴されるような都市づくりが多く見られています。

本計画の策定においても、このような社会構造の変化を考慮した都市施策の位置づけを図りますが、水戸・勝田都市計画区域を構成する都市との機能連携を考慮しつつ、必要な都市機能やそのグレードの選択を行いながら都市施策を明確にしていくことが必要です。

都市の魅力となる付加価値を有する都市環境の創出

生活スタイルの多様化や生活行動圏の広域化等が進む中で、都市環境に求められる要素も変化しています。本市は、多くの都市機能が集積する水戸市やひたちなか市に隣接し高い生活利便性を有するとともに、豊かな自然環境やレクリエーション資源等を有する県北地域にも近接し恵まれた生活環境を有していると考えられます。しかし、一方で少子化の進行等を指摘する意見も多く、若年層を中心とする新規居住需要の創出を図ることが必要です。そのため、居住空間における魅力づくりや生活支援施設の整備等、居住者が求めるニーズに対応した日常生活の場の整備を進め、都市の魅力となる付加価値を有する都市環境を創出していくことが必要です。

既存の市街化区域を中心とする都市機能集積の促進

本市には、菅谷地区、瓜連地区という2つの住居系市街地があります。

菅谷地区では、土地区画整理事業によりみの内地区、竹ノ内地区、上菅谷駅前地区(施行中)等で基盤整備が行われているとともに、杉原地区や下菅谷地区では地区計画による基盤整備が進められています。また、格子状の街路網を構成する都市計画道路の整備も進んでいることから、今後は、国道349号と都市計画道路菅谷・市毛線で囲まれた地域での基盤整備が課題となります。

瓜連地区では、都市計画道路整備により駅南地区での都市機能集積が進んでいますが、土地利用や建物用途の適正な誘導を図るとともに、既存市街地が形成されている駅北地区においても地域資源を活用した市街地づくりが望まれます。

また、市街地内においては、都市的未利用地や低利用地も存在しており、この有効な利用についての検討が望まれます。

一方、産業系土地利用については、向山地区、那珂西部地区、中里地区の工業専用地域その他、工業地域に指定される寄居地区があります。このうち工業専用地域については、国内産業構造の変化に伴い新たな需要が減少していることから、機能導入の促進を図るとともに市街地規模の適正化を進めることが必要であり、中里地区の工業専用地域の見直し等が課題となります。

また、寄居地区については、現況の土地利用に沿った用途地域への変更とともに、都市的未利用地の整序を進めることが必要です。

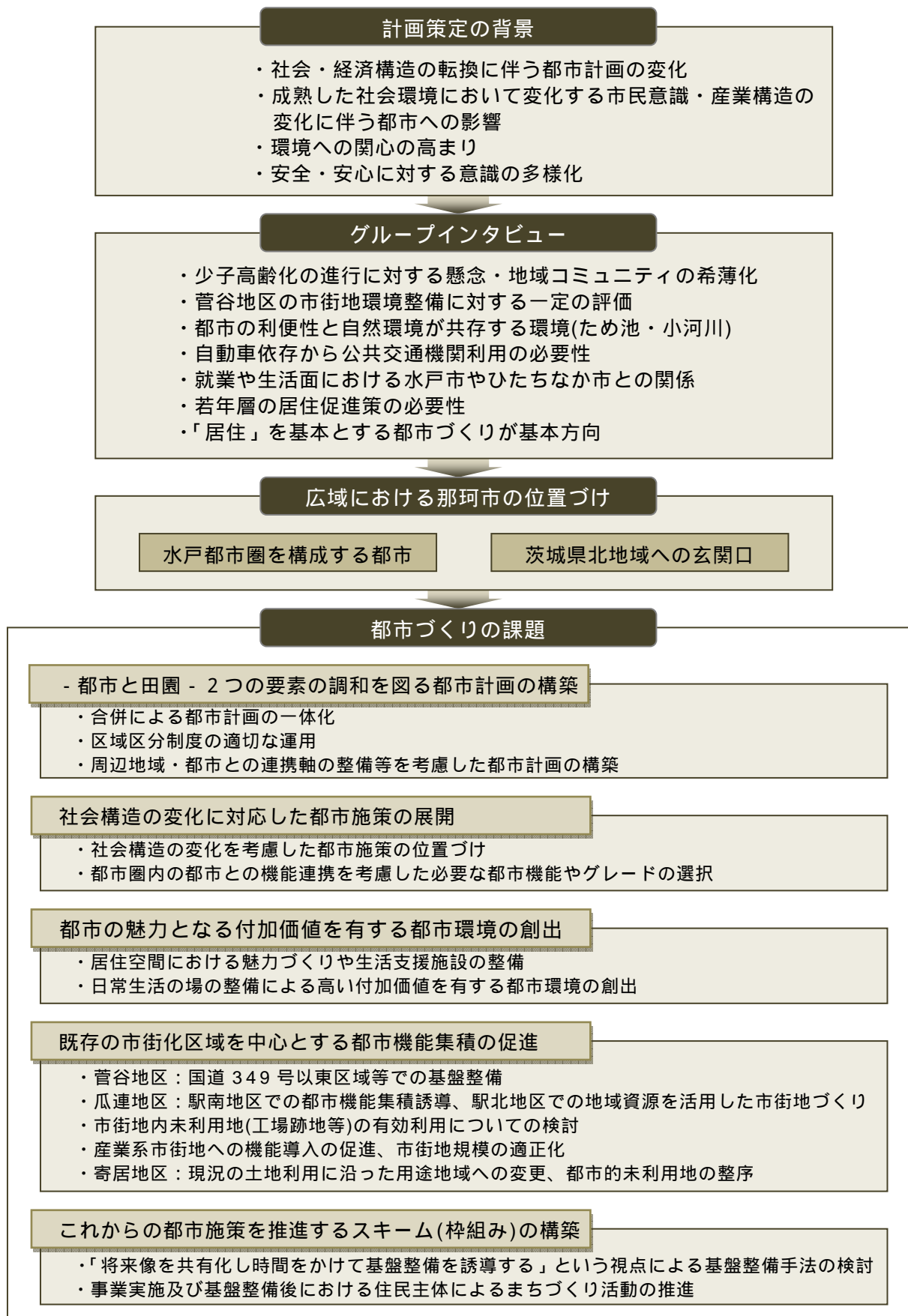
これからの都市施策を推進するスキーム(枠組み)の構築

これまでの都市基盤整備では、人口増や地価の上昇を前提として、街路事業や土地区画整理事業の大規模かつ面的な整備が進められてきましたが、高度な成長が期待できないと考えられる今後の社会・経済環境の中で、従来のような事業の枠組みによる都市基盤整備は困難になると考えられ、「将来像を共有化し、市民の合意形成を進めながら基盤整備を誘導する」という視点が重要になります。

そのため、市街地整備の多様な場面で地区計画制度等の活用を検討するとともに、土地区画整理事業については、「所有権等の権利変換を行う手法」として、その活用場面を絞り込むことも望まれます。

さらに、事業実施においては、市民参加が重要な要素となっています。既に那珂市では、「地区街づくり条例」に基づき、住民主導によるまちづくりを進めていますが、今後はこれらの活用を一層進めるとともに、基盤整備後においても住民主体によるまちづくり活動を推進していくことが必要です。

図 - 都市づくりの課題のまとめ



第 章 将来都市像の設定

- 1 都市づくりの視点と基本方針

前章までに整理した那珂市の概要や都市づくりの課題を踏まえ、将来都市像を設定します。将来都市像の設定にあたっては、土地利用や拠点、ネットワーク等の検討に先立ち、広域的な視点を加味しながら都市づくりの基本方向を以下のように整理します。

水戸市を中心とする商業・業務、サービス機能等の集積、ひたちなか市等の産業集積と密接に関連しながら、都市圏の拠点都市の外縁都市として、居住機能を軸に日常生活空間の環境向上に資する都市計画の構築を進めます。

一方で、豊かな自然環境が残る県北地域の都市としての性格も有することから、県北地域への玄関口として、交流・レクリエーション機能の充実を進めます。

本計画では、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した都市づくりを進め、居住空間の魅力向上や商業・業務、福祉等の日常生活環境の整備による若年層を中心とする新規居住需要の創出と、自然と調和した日常レクリエーション、余暇機会の提供を進めます。

このような都市づくりを実現するため、以下のように那珂市を大きく2つのゾーンに区分し、都市機能の充実を図るための都市的土地利用と自然的土地利用が調和した都市づくりを目指します。

図 - 那珂市の地域構造



都市計画マスタープランは、上位計画である第1次那珂市総合計画を受け、都市計画分野に関する方針を策定します。そのため、第1次那珂市総合計画で示された将来像「人にやさしく文化の香り高いまち」の実現を目指し、次のような都市づくりの理念を設定します。

〔那珂市の将来像〕

人にやさしく文化の香り高いまち



〔都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念〕

暮らしやすい「街」と「^{いろど}彩り」ある暮らし環境づくり

那珂市は、水戸市やひたちなか市に隣接するという特性を背景として、“暮らしの場”としての都市形成を指向します。

“暮らしの場”としての都市形成を進めるにあたっては、居住地の選択やライフスタイルの多様化等に伴う都市に対するニーズの変化に対応することが必要になります。

そのため、暮らしの場としての必要な道路や公園等の基盤施設の整備を進めるとともに、水戸都市圏の利便性と県北地域の豊かな自然要素が接する地域という特性を生かして、通勤・通学、買物・サービス等の都市的な利便性と、自然体験やゆとり等の自然環境がもたらす豊かさを楽しむ環境を創出し、世代や家族構成、就業や余暇時間の多様性に対応できる暮らし環境づくりを進めます。

このような理念に基づく都市づくりを進めるため、以下のような基本方針を設定します。

基本方針 - 1 暮らしを支え都市の活力となる機能の導入

日常生活においては、日々の暮らしを支える利便性や安心・快適な環境が不可欠です。

第1次那珂市総合計画の将来像においては、“人にやさしい”まちづくりが目標として掲げられ、“安全で安心して暮らせる住みよいまちづくり”や“いきいきと輝き、活力あふれるまちづくり”が示されています。このようなまちづくりを実現する一つの方策として、“暮らしを支える機能”の充実を目指します。この機能は、商業・業務、福祉機能等の日常生活において不可欠なサービス機能を示します。本計画では、この機能を那珂市に住む人々だけでなく、広域性を有し、訪れる人々も享受できる機能とすることにより、暮らしを支える機能の充実を通じて都市に活力をもたらします。

基本方針 - 2 機能的な市街地の実現に向けた基盤整備の推進

“人にやさしい”都市環境づくりのためには、都市計画制度による土地利用や建築物の誘導、道路や公園等の都市基盤の整備を確実に進めていくことが必要です。

那珂市では、これまでも土地区画整理事業や、まちづくり交付金等を活用して各種事業を進めてきましたが、今後は、従来のような高度な成長が期待できない社会・経済環境の下で、都市機能の維持と市民生活の環境向上等に必要な基盤整備を進める必要があります。

そのため、必要な整備内容の精査や住民意向の反映等を行いながら、街路整備等との関連を考慮した整備モデルの具体化を図ります。

基本方針 - 3 自然環境との調和と共生による生活景の創出

那珂市は、県北地域(南端部)に隣接し、市の北西部域を中心に豊かな自然資源が分布しています。本計画では、都市づくりの理念で示した「彩り」ある生活環境の創出に向け、このような自然資源の活用を図ります。これまでも、ため池を活用した公園整備等が進められ、市民の憩いの場、那珂市の景観要素となっていますが、今後は住居系市街地においても、公園等の緑だけでなく、市街地内に存する平地林の保全・活用を図ることにより、緑豊かな市街地環境の創出を図ります。

基本方針 - 4 市民のハートが感じられる都市環境の創出

今後の都市づくりにおいては、総合計画でも将来像の実現に向けて、“市民とともに創る協働のまちづくり”と示されているように、行政はもちろん市民参加が不可欠となります。

那珂市では、「地区街づくり条例」による市民参加を通じて、地区の計画づくりや市民参加による街路樹や緑地の管理等が進められていますが、今後もこのような活動を発展・充実させることにより、都市づくりの各分野や各段階で市民参加が進み、市民のハートが感じられる都市環境の創出を図ります。

- 2 将来都市規模の設定

本計画における将来人口の設定は、平成 20 年 3 月に策定された総合計画の目標値〔平成 29 年：約 56,000 人〕を基本に、国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計による推計値や以下のような条件を考慮して設定します。

表 - 将来目標人口の設定条件

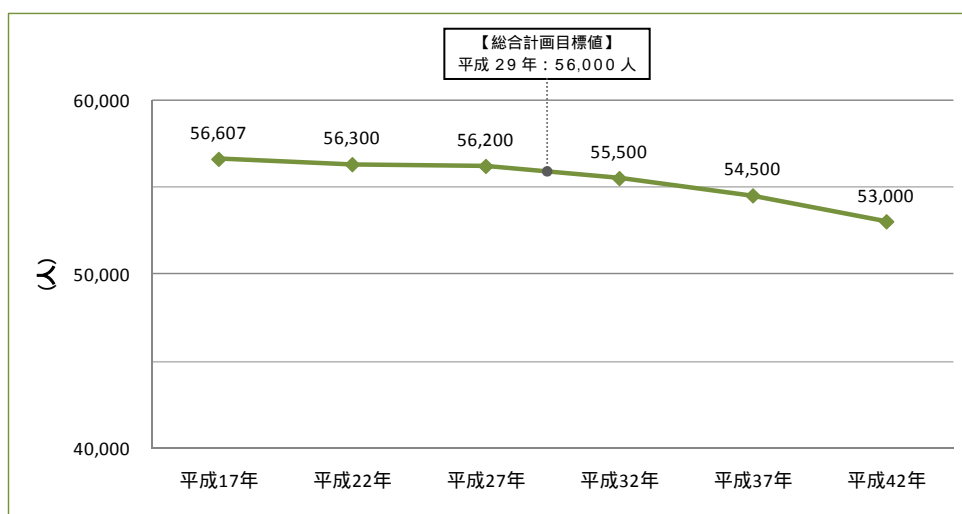
| 項 目 | | 設定条件 |
|-----------|-----|---|
| 合計特殊出生率 | 現在値 | 那珂町 1.41、瓜連町 1.26(各平成 12 年度実績値) |
| | 設定値 | 1.37(平成 20 年茨城県実績値) |
| 算出方法 | | コーホート法 |
| 社会増加による変動 | | 茨城県常住人口調査による平成 16 年～平成 20 年の社会増加数を考慮して年間 50 人程度の社会増加を想定 |

以上のような条件をもとに、本計画の目標年次である平成 42 年の人口を約 53,000 人とします。

表 - 将来推計人口の設定

| 年 度 | 現在人口 | 将来推計人口 | | | | |
|-----|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 2005年 平成17年 | 2010年 平成22年 | 2015年 平成27年 | 2020年 平成32年 | 2025年 平成37年 | 2030年 平成42年 |
| 人 口 | 56,607 | 56,300 | 56,200 | 55,500 | 54,500 | 53,000 |
| | 【総合計画目標値】 | 〔平成29年：56,000人〕 | | | | |

図 - 将来推計人口の設定



コーホート法：コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、人口推計におけるコーホート法とは、その集団ごとの時間変化(出生、死亡、移動)を軸に人口の変化をとらえる方法。

- 3 将来都市構成

1. 土地利用の方針

本市においては、常磐自動車道を境に南東域では、水戸市やひたちなか市を中心とする水戸都市圏の一都市として都市的要素が多く、北西域では自然・レクリエーション要素が多くなっています。土地利用の方針においては、このような特性を考慮しながら、以下のように設定します。

(1) 市街化区域及び縁辺部における土地利用の方針

市街地の配置

都市的土地利用の基本となる市街化区域については、既存の市街化区域を基本としながら、社会・経済情勢の変化や本市及び地域における位置特性等を考慮して設定します。

表 - 市街地の機能と配置の考え方

| 市街地機能 | 配置の考え方 |
|-------|--|
| 住居系 | <ul style="list-style-type: none"> 現在の住居系市街地(菅谷地区、瓜連地区)を基本に配置します。 市街地整備にあたっては、菅谷地区では水戸市やひたちなか市との近接性、瓜連地区では、周辺の自然環境との調和に配慮した環境づくりを目指します。 |
| 複合系 | <ul style="list-style-type: none"> 水戸・勝田都市計画区域の環状道路となっている都市計画道路菅谷・飯田線が通過することや現在までの集積機能に配慮した市街地形成を目指します。 そのため、産業型土地利用からの転換を目指すこととし、沿道型土地利用と住居系土地利用が共存する市街地形成を誘導します。 |
| 産業系 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の産業動向を考慮し、産業系市街地については、必要性や優先順位を明確にした市街地形成を図ることとします。 本市における産業系市街地配置の基本的な方向としては、水戸市やひたちなか市、東海村等での産業集積を考慮し、本市の東部～南部における産業機能の集積を目指します。 そのため、基盤整備がなされている那珂西部地区と原子力関連産業の集積が期待される向山地区について重点的な取り組みを進めます。 |

表 - 市街地の配置方針

| 区 分 | 地 区 | 機 能 |
|-----|-------------------|---|
| 住居系 | 菅谷地区 | 都市核として、行政サービス、商業・業務機能等を担います。 国道 349 号沿道では、周辺からの集客力も有する商業機能の集積を促進し、水戸北部域での拠点機能を高めます。 水戸市やひたちなか市への通勤圏として、良好な居住環境を創出します。 |
| | 瓜連地区 (平野台団地含む) | 副次核として、瓜連地域の生活拠点としての機能を担います。 瓜連支所周辺については、県北地域への玄関口としての機能整備を検討します。 平野台団地については、生活環境の維持・保全に努めます。 |
| 複合系 | 寄居地区 | 既存の土地利用を考慮し、居住や商業等が調和した環境づくりを進めます。 まとまった都市的未利用地が残ることから、菅谷市街地では立地が困難な大規模施設の立地を誘導します。 |
| 産業系 | 那珂西部地区 | 既存の規模を維持し、操業環境の保全と企業誘致を進めます。 |
| | 向山地区 | 既存の規模を維持し、操業環境の保全と未利用地の利用促進を目指します。 |
| | 中里地区 | 前述の産業系市街地の配置方針や地区状況等を考慮し、速やかに市街化調整区域への編入を図ります。 |

都市拠点の配置

市民の利便性確保や土地利用誘導の明確化を図るため、都市機能集積を図る都市拠点を位置づけます。都市拠点は、都市的土地利用を位置づける区域の他、機能集積等を考慮しながら次のように配置します。

表 - 都市拠点の配置方針

| | 機 能 | 対象拠点 | 備 考 |
|--------|--|------------|-----------|
| 都市拠点 | 全市及び通過交通(水戸都市圏～常陸太田方面)を対象に広域性を有するサービスを提供します。 | 国道 349 号沿道 | 菅谷市街地内 |
| 生活支援拠点 | 買物や金融、医療・福祉等、日常的な生活に必要なサービスを提供します。 | 上菅谷・下菅谷線沿道 | 上菅谷駅周辺 |
| | | 上菅谷停車場線沿道 | |
| | | 上宿・大木内線沿道 | 那珂市立図書館周辺 |
| | | 瓜連駅周辺 | |
| 交流拠点 | 市民交流や観光・レクリエーション等、本市の交流活動の核となる機能を担います。 | 那珂市役所周辺 | |
| | | 県民の森周辺 | |
| | | 那珂総合運動公園周辺 | |
| | | 瓜連支所周辺 | 道の駅 |
| 交通拠点 | 交通手段の転換、都市回遊の拠点機能を担います。 | 静峰ふるさと公園周辺 | |
| | | 水郡線各駅周辺 | |

(3) 市街化調整区域における土地利用の方針

市街化区域及び市街化調整区域内の都市拠点を除く地域は、市街化調整区域であることを考慮し、集落及び営農環境、自然環境等の保全を図る地域として位置づけ、農地の集団性や現況土地利用等を考慮しながら、次のようなゾーンを位置づけます。

表 - 市街化調整区域における土地利用の方針

| ゾーン | 対 象 | 土地利用の方針 |
|-------|-------------------------|--|
| 営農ゾーン | 農業振興地域農用地区域 集団性のある農地 | ・農業生産の場として、農業施策に基づき営農環境を保全します。 |
| 居住ゾーン | 集落 開発行為等による団地 | ・集落については、営農空間として農地との一体性に配慮します。 ・開発行為による団地については、居住環境の保全に努めます。 |
| 緑地ゾーン | 平地林及び斜面緑地 池・河川沿岸 | ・自然環境や景観を保全する場として、無秩序な開発や不法投棄等を注視します。 ・県民の森等では、自然と触れあう拠点としての機能充実に促進します。 ・池や河川については、緑の拠点を連携する緑のネットワークとして位置づけます。 |

2. 都市ネットワークの構成

周辺都市との連携、都市内の市街地や拠点の連携を確保する都市ネットワークについては、自動車、自転車及び歩行者等を対象とする道路ネットワークの他、公共交通の利用促進を目指し公共交通ネットワークにより構成します。

(1) 道路ネットワーク

広域及び地域連携ネットワーク

水戸市やひたちなか市等の都市圏内の母都市や周辺都市との連携を図る路線として、次の路線を位置づけます。

表 - 広域及び地域連携ネットワーク

| 機能 | 対照番号 | 路線名 | 備考 |
|-------|------|------------------|--------|
| 地域連携軸 | | 3.3.118 東野町・笠松線 | 国道6号 |
| | | 3.3.71 中台・額田線 | 国道349号 |
| | | 3.3.171 西木倉・下大賀線 | 国道118号 |
| 拠点連携軸 | | 3.3.70 菅谷・飯田線 | |
| | | 3.3.72 豊喰・市毛線 | |
| | | 3.4.73 福田・孫目線 | |
| | | 3.5.179 岩根・飯田線 | |

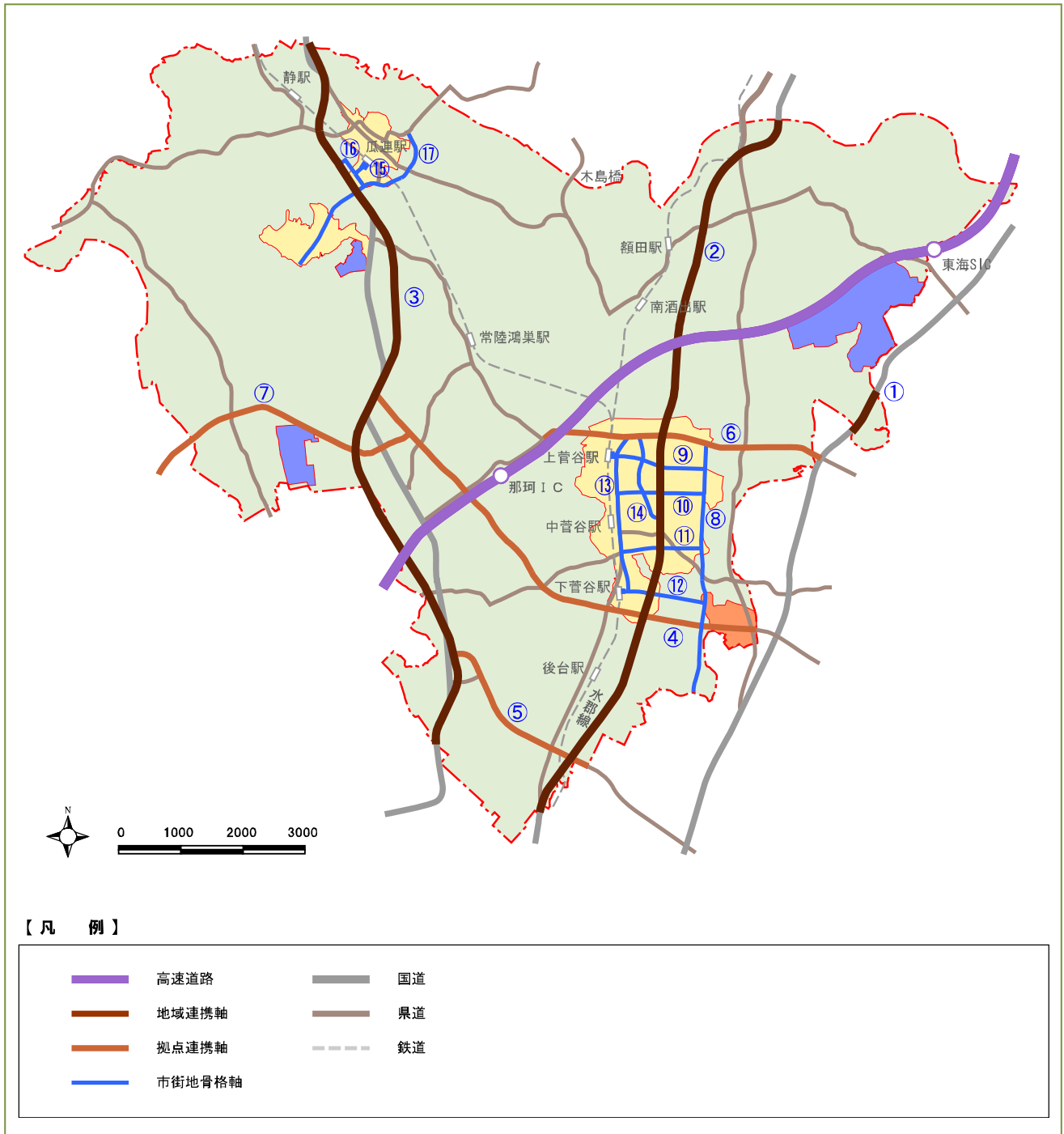
都市内連携ネットワーク

市街地間の連携や市街地内の骨格となり機能連携を図る路線として、次の路線を位置づけます。

表 - 都市内連携ネットワーク

| 機能 | 対照番号 | 路線名 | 備考 |
|--------|------|------------------|----|
| 市街地骨格軸 | 菅谷 | 3.4.74 菅谷・市毛線 | |
| | | 3.4.75 上菅谷停車場線 | |
| | | 3.4.127 上宿・大木内線 | |
| | | 3.4.128 下宿・仲之内線 | |
| | | 3.4.129 下菅谷停車場線 | |
| | | 3.4.144 上菅谷・下菅谷線 | |
| | | 3.5.145 原前・杉原線 | |
| | 瓜連 | 3.5.98 駅南停車場線 | |
| | | 3.5.99 西室家・中道線 | |
| | | 3.5.100 平野・杉本線 | |

図 - 都市ネットワーク(道路ネットワーク)図



住区内道路ネットワーク

住区内道路については、都市計画道路の位置づけをもとに、幹線市道の他、地区計画により地区内の交通集散の軸となる路線を中心に地区施設として位置づけ、計画的なネットワークを構築し整備促進を図ります。

歩行者ネットワーク

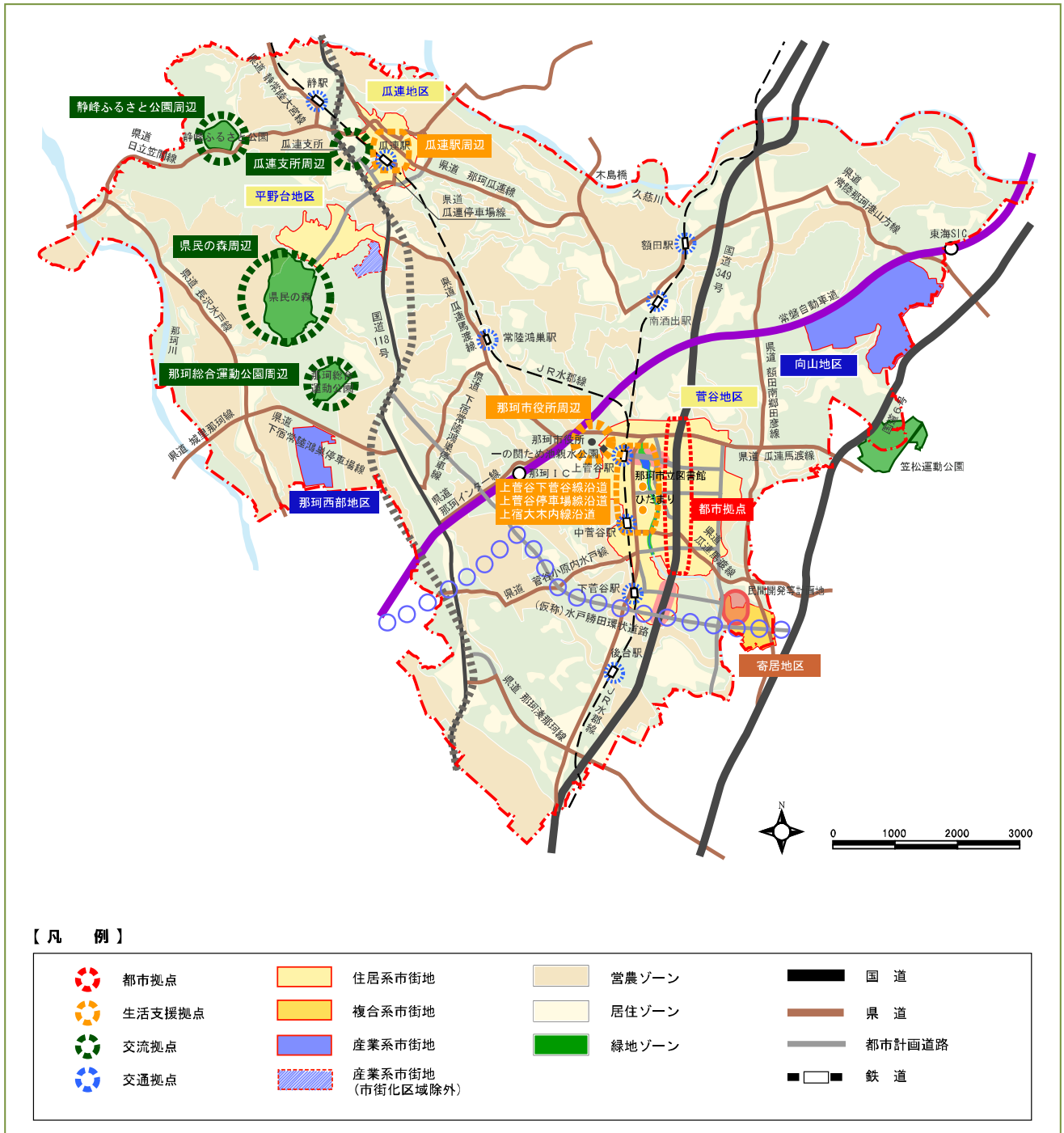
都市内道路ネットワークを構成する都市計画道路について、歩行者空間の充実を図ります。本市では市街地内を流れる小河川や水路等があることから、これらを利用した歩行者ネットワークの構築を目指し、菅谷市街地においては両宮遊歩道の延伸を図ります。一方、瓜連市街地においては、駅北の商店街や公共文化施設等において歩行者環境の充実を検討します。

(2)公共交通ネットワーク

市内を縦断する JR 水郡線や路線バス等については、自動車保有率が高い地域であることから、利便性の相対的な低下が進んでいますが、グループインタビューにおいては高齢化に際し自動車利用に不安を感じる意見も多く、公共交通機関の利用促進が必要な施策となっています。

そのため、長期的な視野に立って鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進を図るため、本計画においては、JR 各駅を交通拠点として位置づけます。

図 - 那珂市の将来都市構成図



第 章 分野別方針

- 1 分野別方針の構成

分野別方針では、前章までに位置づけた那珂市の将来像を実現するための都市計画の方針を分野ごとに策定します。

本計画では、土地利用や市街地整備、基盤整備、都市環境の付加価値づけ等の視点から、次のような6分野を設定して策定します。

表 - 分野別方針の構成

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------------|--|
| 土地利用の誘導 に関する事項 | 土地利用の誘導及び規制(区域区分、地域地区等) 開発の適正な誘導(市街化調整区域の土地利用、開発規制等) |
| 市街地環境の充実 に関する事項 | 市街地基盤の整備(市街地開発事業、地区計画等) 市街地機能の活性化(拠点の形成、商業等関連分野との連携) |
| 交通ネットワークの充実 に関する事項 | 道路の配置と整備(都市計画道路の変更、整備推進に関する事項) 公共交通の利用促進(鉄道・バスと自動車交通の連携) |
| 安心して暮らせる都市環境 の創造に関する事項 | 人にやさしい環境づくり(市街地等におけるバリアフリー化) 排水の処理(公共下水道、雨水処理) 都市防災：公共施設整備及び工作物等に関する誘導 |
| 魅力ある都市環境の創造 に向けた事項 | 景観形成：景観法の指定に伴う市町村の取り組み方針 公園・緑地：公園・緑地の配置と規模、管理方針 河川空間：水害の防止、河川空間の維持・保全 |
| 市民ニーズに対応した 都市経営に関する事項 | 市民協働 道路、公園、下水道等の都市基盤の維持管理 |

- 2 分野別方針

1 . 土地利用の誘導に関する事項（土地利用及び開発の適正な誘導に関する方針）

都市計画の基本となる土地利用及び開発等の誘導については、区域区分制度の維持を基本として、市街化区域の適正化を進めます。

地域地区制度については、幹線道路沿道利用の促進や居住環境の保全等に向けて用途地域の適切な運用を進めるとともに、産業系用途については、産業動向の変化や土地利用を考慮しながら適切な対応を検討します。

市街化区域及び市街化調整区域の適正化を図ります。

住居系の市街化区域については、現在の市街化区域を維持します。一方、産業系の市街化区域については、那珂市における市街地の配置や個別の地区に関するこれまでの検討等を踏まえ、中里地区の市街化調整区域への編入に向けて県との協議を進めます。なお、市街化調整区域への編入にあたっては、編入後の用途の混在を防止するため、一定の期間用途地域を残置すること等、必要な措置を講じます。

市街化区域の縁辺部については、施設立地や道路整備等に伴い市街化区域の見直し(拡大、変更等)が想定されることから、当該箇所における事業内容や必要性等を見極めた上で、農業振興地域との整合を確保しつつ市街化区域への編入を目指します。

用途地域の適切な運用を図ります。

菅谷市街地や瓜連市街地のうち、住居系利用が図られている地域については、住居系用途地域を維持し居住環境の保全を図ります。また、居住環境の保全においては、必要に応じ用途地域規制の補完を目的として地区計画制度を活用します。

都市計画道路等の幹線道路沿道においては、沿道型施設の誘導を図るため、道路整備に合わせて用途地域の見直しを進めます。

寄居地区では、工業地域に指定されている中で、住宅団地や商業施設等の立地が進んでいることから、土地利用に合わせた用途地域への変更を図ります。

市街化区域：都市計画法で定められる区域区分で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域：都市計画で定められる区域区分で、市街化を抑制すべき区域。

地区計画：都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている制度で、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。建築物の用途や意匠の他、地区施設(道路や公園等)の配置や規模を決めることができる制度。

用途地域：都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的に住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める制度で、用途地域は 12 種類に区分されている。

2. 市街地環境の充実に関する事項（市街地基盤の整備と市街地機能の活性化に関する方針）

既存の市街化区域を基本とした都市構造を実現するため、市街化区域内への都市的土地利用の集約化、都市機能の充実とともに、市街化区域内に残る緑や水辺の活用を図り、居住環境の質的な向上を図ります。

市街化区域内の都市的土地利用を促進します。

都市的土地利用を推進するため、まとまった都市的未利用地の整序を進めるとともに、土地地区画整理事業や地区計画により基盤整備された地区での宅地化を促進します。

上菅谷駅前地区については、交通結節機能や商業・サービス機能を有する拠点として、土地地区画整理事業を推進します。地区計画が決定されている杉原地区及び下菅谷地区については、地区街づくり協議会で検討された将来像を実現するため、地区計画に基づく誘導を図るとともに、地区施設の整備を促進します。



工場跡地や低利用地については、市街地機能の更新や新たな

機能導入が期待されることから、必要性の見極めや利害関係者との協議を進め土地利用転換を促進します。

国道 349 号以東区域では、都市計画道路菅谷・市毛線の整備に伴い宅地化が進むことが考えられることから、道路や公園等の基盤整備の誘導を行います。

基盤整備の誘導や都市的未利用地の整序にあたっては、「那珂市地区街づくり条例」に基づく協議会の設置や、地区計画制度の活用を図ります。

都市的未利用地：市街化区域内の土地のうち、まとめて分布する農地や山林等、宅地として利用されていない土地で、これらについては、公共施設整備を進め宅地利用を促進(都市的未利用地の整序)することが望まれる。

低利用地：周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地の総称で、暫定的(一時的)に利用されている資材置場や青空駐車場等が挙げられる。

市街化区域内の都市機能の強化と連携を図ります。

〔菅谷地区〕

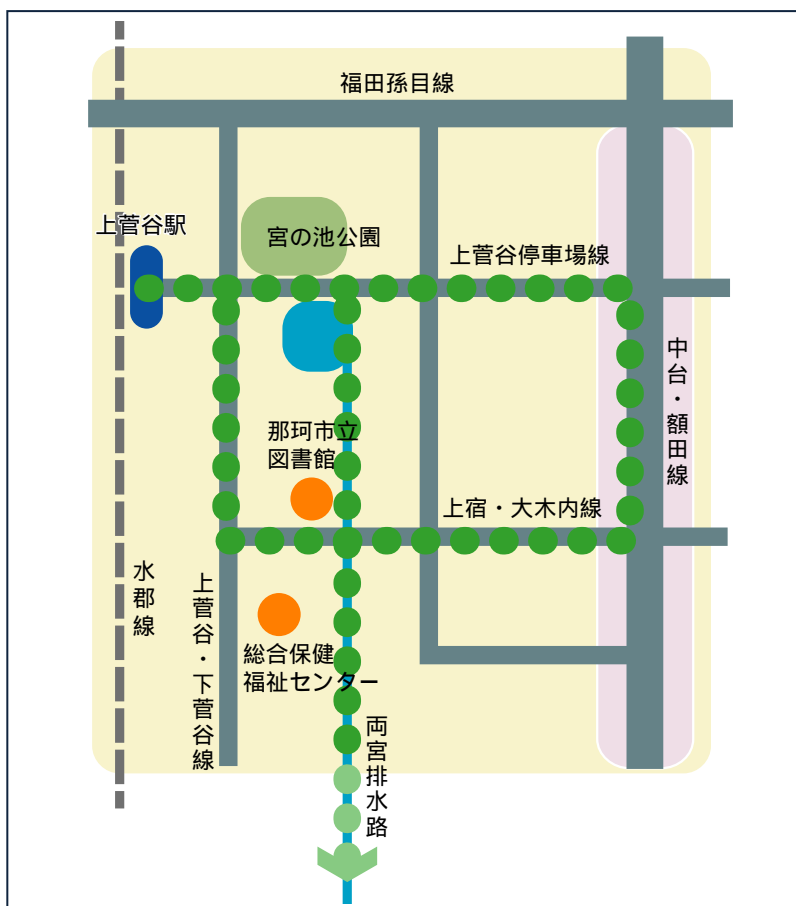
国道 349 号沿道と都市計画道路上菅谷・下菅谷線沿道との調和のとれた賑わい創出を目指し、東西方向の連携軸となる都市計画道路上菅谷停車場線の整備を進めるとともに、下宿・仲之内線整備の具体化を目指します。

市街地内の拠点として、水郡線 3 駅(上菅谷駅、中菅谷駅、下菅谷駅)、那珂市立図書館周辺、総合保健福祉センターひだまり等を位置づけます。これらの拠点の連携強化を図るため、歩行者環境の整備や公共交通機関の利便性向上に努めます。

特に、上菅谷駅、宮の池公園、図書館、総合保健福祉センター等の菅谷市街地内の拠点施設の連携を図るため、上菅谷停車場線、上宿・大木内線、上菅谷・下菅谷線、国道 349 号といった都市計画道路の他、両宮排水路の整備による「市街地歩行者ネットワーク」を構築します。



図 - 市街地歩行者ネットワークの考え方



〔瓜連地区〕

都市計画道路整備により宅地化の進行が見られている駅南地区では、良好な居住環境の形成を目指し、土地利用や建物用途の適正な誘導を図ります。

沿道型の用途地域が指定されている国道 118 号沿道では、地域生活を支援する機能集積を誘導します。

既成市街地が形成されている駅北地区では、既存の商業・業務機能の維持を図りつつ、歩行者・自転車等の利用環境の向上を図るとともに、うりづらロマンロードとしての位置づけを受け、寺社や文化財等を活用した散策ルート等の整備を検討します。

市街化区域に隣接する瓜連支所周辺地区については、地域交流と瓜連市街地への集客性を高める交流拠点(道の駅)としての機能充実に向け、関係機関調整や必要な都市計画制度の活用を図ります。



〔寄居地区〕

既に集積している住宅地や商業施設については、それぞれの環境維持を図るため、地区計画の策定や用途地域の見直しを進めます。

寄居地区西部の都市的未利用地については、菅谷地区等では立地が困難な大規模利用を行う地区として位置づけ、事業者立地の可能性を考慮しながら、地区計画の策定や用途地域の変更を進めます。

このような都市計画施策を進めるため、利害関係者を交えた寄居地区全体の土地利用方針策定を行います。

〔産業系市街地 - 那珂西部地区、向山地区〕

那珂西部地区では、工業専用地域の用途地域を維持し企業の操業環境の充実を図ります。

向山地区では、原子力関連施設に隣接する地区であることから、工業専用地域としての維持を前提に関係機関との協議を進め、関連施設の誘致を目指します。

多様な制度・多様な主体を活用した都市基盤整備を進めます。

〔地区計画と市街地整備事業の活用〕

今後の都市基盤整備では、市街地の骨格の明確化を図るため都市計画道路の整備を進めるとともに、都市計画道路に囲まれた区域を単位に区画道路の整備を進めるため、都市計画道路等の市街地の骨格となる道路を補完する道路について、地区施設として位置づけ、計画的な整備を進めます。

宅地化が進行している地区や都市的未利用地等、道路や公園の計画的な整備が必要な地区においては、将来像の共有化と誘導を図るため地区計画を活用します。

権利変換を伴う基盤整備事業である土地区画整理事業は、整備効果や必要性の見極めを行い、地区計画等により明確化された地区の将来像に基づき、必要十分な規模を設定して実施します。

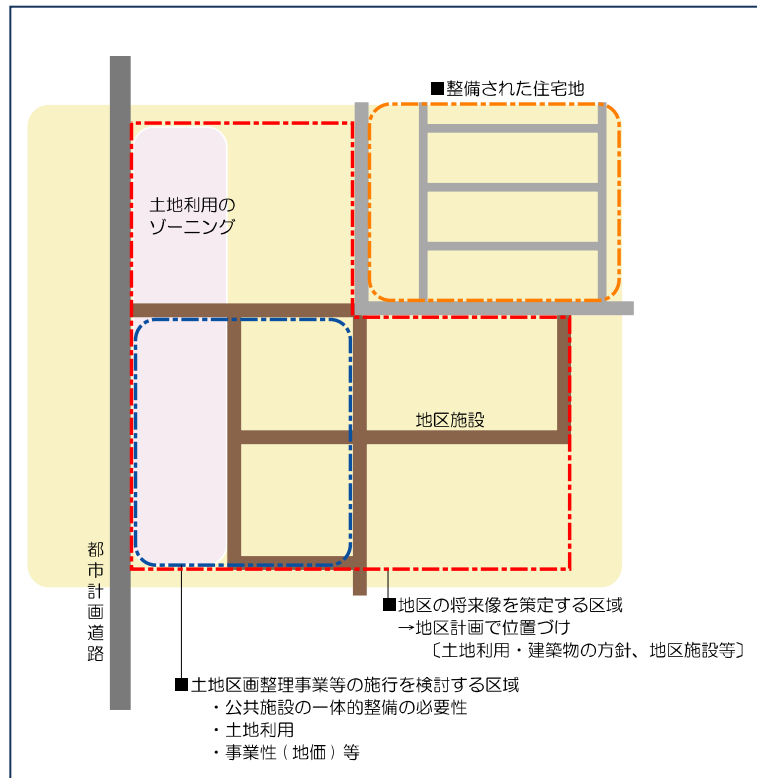
〔民間事業者の活用〕

街区単位等の小規模な市街地の整備、特に宅地供給について、民間事業者の活用を促進するため、開発許可制度の効果的な運用や地区計画制度の活用を図るとともに、開発行為による宅地整備の進行等について注視し必要な施策を講じます。

〔地区街づくり条例の活用〕

地区単位でのまちづくりを促進するため、「那珂市地区街づくり条例」による住民主体の地区将来像の策定を支援するとともに、策定した将来像について地区計画による位置づけの明確化を進めます。

図 - 市街地整備の考え方



3. 交通ネットワークの充実に関する事項

(道路の配置と整備、公共交通の利用促進に関する事項)

常磐自動車道や国道6号等の広域及び地域連携軸へのアクセス向上を図ります。また、都市計画道路については、関連計画等に基づき都市計画道路の整備を進めるとともに、必要な見直しを進めます。

一方、公共交通については、長期的取り組みを前提に、関係部署との連携・調整を図りながら、必要な都市計画施策を実施します。

国・県道の整備を進めます。

広域アクセスの向上を図るため、常磐自動車道や国道6号等へのアクセス軸の整備を進めます。

国道118号については、県北地域や常陸大宮市との連携を確保する路線として、既決定の都市計画(4車線化)について関係機関との協議を進めます。また、来訪者の利便性確保や地域振興を図るため、瓜連支所周辺地区において新たな立ち寄り拠点の整備を目指します。国道349号については、県北地域や常陸太田市との連携を確保する路線として、機能維持を図るとともに菅谷市街地内における沿道利用を促進します。

市街地の骨格となる都市計画道路の整備を進めます。

菅谷市街地では、格子状の街路網の構築を目指し未整備区間の整備を推進します。

瓜連市街地では、都市計画道路平野・杉本線の整備を進めます。



公共交通の利用促進に向けた支援を行います。

JR水郡線の利用促進を支援するため、駅へのアクセス道路の整備や駅周辺における駐車場や駐輪場等の整備を進めます。

地域資源を活用した観光・交流による鉄道利用者の創出を図るため、地域資源の保全や活用に向けて必要な施策を進めます。



街路：都市施設として位置づけられた市街地内の都市計画道路で、一般的には歩道や植栽帯を備えた道路が多い。
アクセス：「接近」、「交通手段」等を示す言葉で、都市の拠点等を連携すること。

自転車・歩行者ネットワークの充実を図ります。

市街地においては、自転車や徒歩による拠点施設等へのアクセス向上を図るため、都市計画道路や細街路の整備により、自転車・歩行者ネットワークの充実を進めます。

菅谷市街地の両宮排水路については、上菅谷駅や図書館等の拠点を連携する軸として、未整備区間について、暗渠化と水路上部の歩行者専用道路としての整備を進めます。

地域の資源を生かした地域づくりを支援するため、観光施設や歴史・文化拠点等の連携(ネットワーク化)と合わせて、鉄道駅でのサイクルステーション設置や道路での自転車利用環境の向上を進めます。

4. 安心して暮らせる都市環境の創造に関する事項

(人にやさしい環境づくり、都市防災の推進、排水の処理等の方針)

人々が安心して暮らすためには、道路、公園、下水道等の都市基盤の整備はもちろんですが、誰もが使いやすい街の環境や災害時の適切な対応等が不可欠です。そのため、基盤施設について利用者の障害となる要素の排除(バリアフリー化)や誰でも使いやすい環境づくり(ユニバーサルデザイン)を進めます。また、災害時の避難場所や避難場所への動線を確保するとともに、排水施設等の整備を進めます。

市街地及び交通、公益施設等の使いやすさの向上を進めます。

自転車や徒歩による市街地散策、公共交通機関の利用等を促進するため、市街地内の道路や駅等の交通拠点、公益施設等においては、段差の解消を進めるとともに利用者の利便性を確保するためのサインや休憩施設の整備等のバリアフリー化を推進します。

今後の公共施設の整備においては、年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、全ての人が使いやすいよう、施設の構造や付帯施設等について、ユニバーサルデザインに基づく計

画づくりや整備を進めます。



【バリアフリーとユニバーサルデザイン】

バリアフリーは、人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁(バリア)を除去することを表す言葉で、平成 7 年(1995 年)版の「障害者白書」では、4 つのバリア(物理的バリア、制度のバリア、文化・情報のバリア、意識のバリア)が定義されています。

一方、「ユニバーサルデザイン」は、年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、初めからすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方です。

5つの基本的考え方

利用者の目線に立った参加型社会の構築

バリアフリー施策の総合化

だれもが安全で円滑に利用できる公共交通

だれもが安全で暮らしやすいまちづくり

技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

10の施策

- ①ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた多様な関係者の参画の仕組みの構築
- ②ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた評価・情報共有の仕組みの創設(ユニバーサルデザイン・アセスメント)
- ③一体的・総合的なバリアフリー施策の推進
- ④ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた基準・ガイドラインの策定
- ⑤ソフト面での施策の充実(「心のバリアフリー」社会の実現等)
- ⑥だれもが安全で円滑に利用できる公共交通の実現
- ⑦だれもが安全で暮らしやすいまちづくり
- ⑧様々な人・活動に応じた柔軟な対応
- ⑨IT等の新技術の活用
- ⑩先導的取組みの総合的展開(リーディング・プロジェクト、リーディング・エリア)

出典)ユニバーサルデザイン政策大綱

汚水排水の整備を進めます。

公共下水道については、「那珂市公共下水道全体計画」に基づき、農業集落排水事業との整合を図りながら整備を進めます。

公共下水道事業計画区域の事業認可区域外、または、農業集落排水事業地区の事業計画区域外については、合併処理浄化槽の普及を図ります。

雨水排水の整備を進めます。

市街地内の雨水排水については、開発に伴う雨水排水への適切な対応を図るため、開発指導要綱に基づく指導の適正化を図るとともに、雨水排水路の整備を進めます。

両宮排水路については、市街地における湛水等の災害を防止するための施設として、未整備区間の整備を進めます。なお、整備にあたっては、市街地内の自転車・歩行者空間としての利用を図ります。

災害に強いまちづくりに向けた都市計画施策を進めます。

本市では、那珂市洪水ハザードマップ、原子力防災ガイド等が作成されています。これらに示される避難路や避難場所の確保を図るため、都市計画道路や都市計画公園等の都市施設整備を進めます。

原子力関連施設に伴う災害への対応について地域防災計画の原子力災害対策計画編に基づき、避難場所への円滑な移動の確保に努めます。

公園については、防災倉庫や災害用トイレの設置等、災害時の一時避難場所としての機能充実を進めます。

市街地等における防災性の向上を図ります。

市街地においては、建築物や塀、看板等の工作物が避難の障害になることも多いことから、地域において災害時に想定されるリスクの把握と住民への周知を図ります。

平成 18 年に施行された耐震改修促進法の趣旨に基づき、公共建築物の耐震化を進めるとともに、住宅・建築物の所有者等の取り組みに対する支援方策を検討します。

また、住宅地等では、ブロック塀等の倒壊による被害を抑制するため、ブロック塀から生け垣やフェンス等への変更を促進します。

災害用トイレ：地震等の災害時に必要となる仮設トイレで、阪神淡路大震災以降、特に重要性が指摘されている。近年、平時はベンチとして利用できるものや水を使用しないもの等、多くの種類がある。

5. 魅力ある都市環境の創造に向けた事項（景観形成、公園・緑地、河川空間等に関する方針）

那珂市は、水戸市やひたちなか市に隣接し、交通や生活環境において高い利便性を有しています。このような位置的な特性を背景として、今後一層魅力ある都市環境を創出するため、景観づくりや緑や水を生かした市街地内のオープンスペースの確保等を進めます。

景観行政の充実にに向けた施策の具体化を進めます。

景観法の施行に伴い、景観行政における市町村の役割が増大しています。そのため、景観行政団体への移行を目指すとともに、那珂市の景観づくりの基本方針となる景観基本計画の策定を行います。

景観まちづくりを推進するため、住民参加を交えた地域の景観資源の把握や保全を進めます。

公共空間(幹線道路沿道、河川等)における屋外広告物規制を進めます。

景観において屋外広告物は大きな影響をもたらす要素となります。そのため、屋外広告物の主な訴求対象である通過交通が利用する IC 周辺や幹線道路沿道においては、屋外広告物の把握を行うとともに屋外広告物の適正化に向けた施策を進めます。

公園配置の適正化、緑地の保全・活用を進めます。

〔公園〕

既存の都市公園については、利用者の安全性と管理コストの適正化を図るため、公園施設長寿命化計画の策定等の必要な施策を進めます。

市街地内におけるオープンスペースの確保を進めるため、地区計画を策定する際には、公園や緑地の確保を促進します。

〔緑地〕

平地林や河川沿岸の緑地等は、地域の環境や景観を形成する重要な要素であることから、開発の抑制や不法投棄の防止等の保全を進めます。

平地林については、自然空間として保全・活用を目指すとともに、里山等の身近な自然体験の場としての利用を促進します。

公園・緑地のネットワークの充実に図ります。

公園・緑地の整備・確保にあたっては、日常生活における散策の場として価値あるものとしていくため、自転車・歩行者動線との整合や確保を図ります。

景観法：都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制や景観整備機構による支援等を定めた景観についての総合的な法律。

景観行政団体：景観法により定義される景観行政を行う行政機構で、都道府県知事と協議し同意を得た市町村は景観行政団体となる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

水辺空間の整備による市街地の魅力向上を進めます(宮の池公園、両宮排水路、春日川)。

本市には、市街地内外や集落周辺においてため池や小河川が多く分布することから、市街地の魅力向上を図るため、このような水辺空間の活用を進めます。



6. 市民ニーズに対応した都市経営に関する事項(市民協働、都市基盤の維持管理に関する方針)

都市計画分野においては、計画策定や事業実施の際の市民意向の反映や参画等、市民との関わりが増大しており、都市計画における住民参加機会の充実を進めます。

また、都市施策においては、施設量の増大に伴い「維持・管理」に対する適切な対応が求められるようになっており、道路、公園、下水道等の都市基盤施設が有する機能を確保するための施策を進めます。

市民協働によるまちづくりを推進します。

市民の理解を得たまちづくり施策を進めるとともに、市民参加によるまちづくりの充実を図るため、まちづくりの情報提供の充実やまちづくりの人材育成を進めます。

市民が参加するまちづくり制度である「那珂市地区街づくり条例」の積極的な活用を進めます。

多様な場面で市民主体のまちづくりが進められるよう、まちづくり組織に対する支援方策の具体化を図ります。

公共施設の維持・管理を通じた地域環境の向上を図ります。

那珂市では、上菅谷地区等で街路樹や緑地の管理を沿道や地区住民が行う例も見られています。このような活動は、公共施設の維持・管理だけでなく地域の環境を考える機会や地域コミュニティの活性化を図る契機としても効果的であることから、他地区への展開を図ります。

公共施設管理の適正化に努めます。

公共施設管理については、安全かつ快適な利用環境の確保を目的として、事故の予防、保全、改修等の対応が想定されます。これらの活動を適正に行うため、管理基準やマニュアルの整備を行います。

地区街づくり条例：住民の参加により地区にふさわしい住み良い街づくりを推進するため、地区の街づくりや地区計画等の案の作成手続に関して必要な事項を定めた那珂市の条例(平成 14 年 9 月 10 日制定)

第 章 地域別構想

- 1 地域別構想の構成

1. 地域設定の考え方

地域別構想では、前章までの都市づくりの基本方針、分野別方針を受け、市民にとってより身近な単位を設定し、将来目指すべき地域像とそのための取り組み事項を示します。

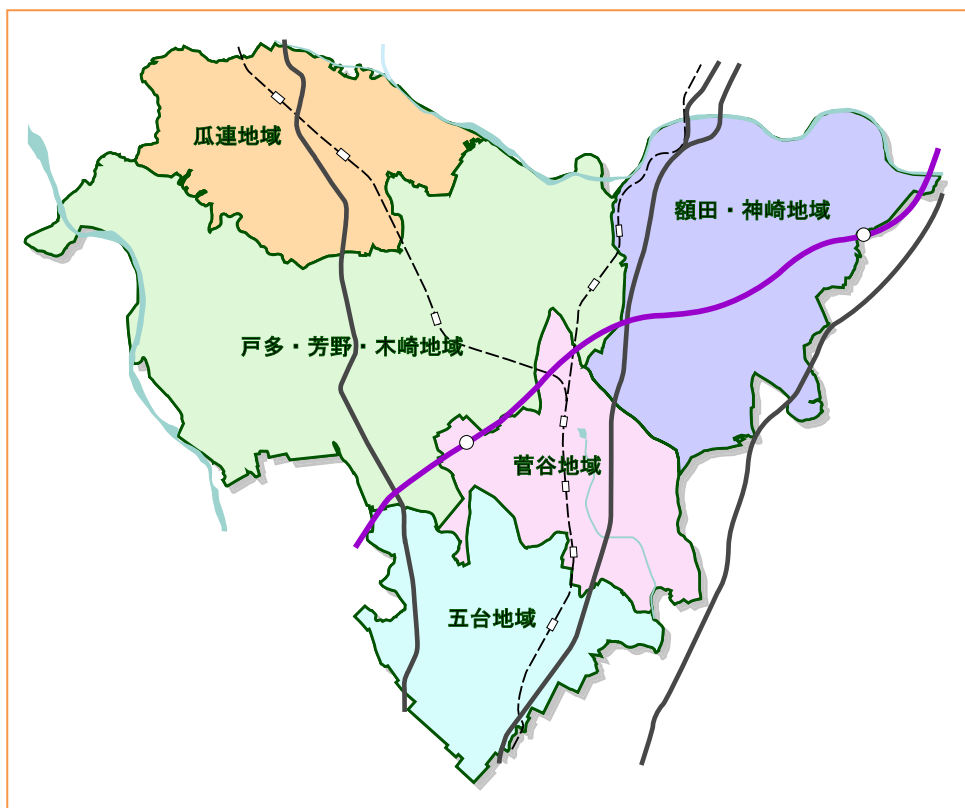
地域区分については、前回の都市計画マスタープランでの地域設定やコミュニティ単位等を基本に、都市の核となる市街地や法規制状況、土地利用等をもとに、都市づくりの基本方針や分野別方針での位置づけを考慮しながら、以下のような5地域に区分して策定します。

表 - 地域の設定

| 地 域 名 | 概 要 |
|--------------------|---|
| 菅谷地域 (中央) | 市の中央部に位置し、菅谷地区や寄居地区に市街化区域が指定され、国道 349 号や都市計画道路菅谷・飯田線沿道等では沿道型施設の立地が進んでいます。また、土地区画整理事業による基盤整備や図書館等の公益施設整備が進んでいます。 |
| 瓜連地域 | 市北西部に位置し、瓜連駅周辺及び平野台地区に市街化区域が指定されているとともに、桜の名所となっている静峰ふるさと公園や古徳沼等の自然資源が分布する地域です。 |
| 額田・神崎地域 (東部) | 市北東部に位置し、額田地区に古くからの集落が形成されています。地域東部を東海村に接し向山地区には工業専用地域が指定されています。 |
| 戸多・芳野・木崎地域 (西部) | 市西部に位置し、県民の森や那珂総合運動公園等、レクリエーション拠点が集積しており、集落や農地が多く分布する等、田園的要素が多い地域です。 |
| 五台地域 (南部) | 市南部に位置し、水戸市やひたちなか市等に隣接しており全域が市街化調整区域ですが、住宅が多く分布する他、文教施設等も立地する地域です。 |

() は那珂町都市計画マスタープランでの地域名

図 - 地域区分図



2. 地域別構想の構成

地域別構想では、第 3 章で示した都市全体の土地利用とネットワークをもとに地域の将来像を定め、第 4 章の分野別方針で示した各種施策の方針をもとに地域に即した取り組み事項を策定します。

これら地域における取り組み事項の策定にあたっては、地域づくりのための取り組みが明確になるよう、次のような項目に集約して策定します。

図 - 地域の課題

| 項 目 | | 概 要 |
|----------|------------|---|
| 地域の現況と課題 | | 地域別構想の策定にあたり、上位計画での位置づけや地域の特性等から地域の課題を設定します。 |
| 地域別構想 | 地域の役割と将来像 | 都市の中で地域が担うべき役割を整理し、目指すべき地域の将来像と地域づくりの目標を定めます。 |
| | 地域別まちづくり方針 | 将来像の実現のために必要な施策を定めます。 |

- 2 地域別構想

- 2 - 1 菅谷地域

1. 地域の現況と課題

菅谷地域は、JR 水郡線駅周辺(上菅谷、中菅谷、下菅谷)に形成されてきた市街地と国道 349 号沿道で進む商業集積により、那珂市の生活拠点となっているとともに、ひたちなか市に隣接する寄居地区でも商業施設の集積が進む等、本市の中でも都市的要素が多い地域となっています。このような菅谷地域の課題として、次のような課題を設定します。

表 - 地域の課題

| 分野 | 課題 |
|----------------|--|
| 都市計画 | 社会動向等を考慮した市街化区域や都市施設等の適正化 寄居地区の用途地域の適正化 都市計画道路の整備 |
| 土地利用 | 菅谷地区の都市的土地利用の誘導 寄居地区の土地利用誘導方針の策定 国道 349 号、都市計画道路菅谷・飯田線沿道での商業・業務機能の誘導 |
| 生活環境 (基盤施設) | 生活排水施設の整備(公共下水道・合併浄化槽) 地域コミュニティの形成促進 |
| 地域づくり | 河川・ため池等の水辺環境の活用 歩いて暮らせる市街地環境の創出 |
| その他 | JR 水郡線の利用促進 |

2. 地域の役割と将来像

本地域は、市内においては、行政機能や商業・業務機能において那珂市の都市核としての機能充実が期待されます。また、都市圏に目を向けると、国道 349 号の軸上に位置する水戸都市圏北部の生活支援拠点の形成と、水戸市とは国道や JR 水郡線による高い利便性が確保されていることを背景として、現在進められている上菅谷駅周辺地区や都市計画道路等の基盤整備により、水戸都市圏北部における居住ゾーンとしての環境の充実が期待されます。

地域の役割

那珂市の都市核としての機能充実
水戸都市圏北部の生活支援拠点の形成
水戸都市圏北部における居住ゾーンとしての環境の充実

地域の将来像

都市核として那珂市での暮らしの魅力を高める地域

3. 地域づくりの方針

前項で設定した、「都市核として那珂市での暮らしの魅力を高める地域」を実現するため、那珂市の行政、商業・業務機能が集積する地域として菅谷市街地や寄居市街地において拠点機能の熟成を進めるとともに、水戸市やひたちなか市に近接する居住ゾーンとして、生活スタイルの変化に対応した暮らし環境の提供を目指すこととし、次のような地域づくりの目標を設定します。

- 目標 - 1 都市核として市街地の拠点機能の熟成を進めます。
- 目標 - 2 生活スタイルの変化に対応した暮らし環境を提供します。
- 目標 - 3 田園環境と調和した暮らし環境づくりを進めます。

4. 地域づくりの施策

地域づくりの目標をもとに、地域の将来像を実現するための施策を以下のように設定します。

(1) 都市核として市街地の拠点機能の熟成を進めるための施策

幹線道路沿道への広域性を有する機能集積を図ります。

- ・都市の拠点性の向上を図るため、国道 349 号や都市計画道路菅谷・飯田線の沿道を中心として、菅谷地区及び寄居地区での広域性のある集客機能の集積を促進します。
- ・寄居地区では、多様な機能が共存する市街地を実現するため、土地利用や道路や公園等の配置に関する地区の将来像を策定するとともに、地区計画制度の活用や用途地域の変更を行います。

低利用地の利活用を推進します。

- ・工場跡地等については、市街地の活性化を支援する資源として、活用方策の検討と具体化を目指します。

身近な利便性を確保する機能の維持を図ります。

- ・市街化区域内では、商業・業務機能の維持を図るため、用途地域の適切な運用を図ります。

市民の日常生活における交流拠点への利便性向上を図ります。

- ・菅谷市街地では、市民生活に密接に関連する施設(那珂市立図書館や那珂市総合保健福祉センターひだまり等)への多様な交通によるアクセス確保を図るため、自転車・歩行者動線、公共交通システム等の充実を進めます。

市街地内の緑空間の確保と連携を進めます。

- ・ 緑空間による市街地の魅力向上を図るため、宮の池公園や一ノ関公園等、市街地の緑空間の充実・確保を図るとともにネットワーク化を図ります。
- ・ 市街地内の緑の軸として両宮遊歩道の整備を図るとともに、ため池やまとまりある緑地を活用した緑空間確保を目指します。

市街地の基盤となる施設整備を進めます。

- ・ 市街化区域内では、安全で機能的な生活環境を確保するため、狭隘道路や排水施設の整備を進めます。
- ・ 両宮排水路については、市街地内の雨水排水を処理する施設として、宮の池公園までの未整備区間の整備を推進します。
- ・ 子供の遊び場及び高齢者の憩いの場、避難場所として、公園や緑地等のオープンスペースの確保に努めます。

JR 水郡線各駅の利用促進を支援します。

- ・ 鉄道利用の利便性向上を図るため、鉄道と自動車、自転車等の乗り換え等の円滑性確保に向け、駅前広場やアクセス道路、駐輪場・駐車場等の駅周辺環境の整備を進めます。
- ・ 地域資源巡り等の観光分野での利用促進方策について関係機関との協議を進めます。

(2) 生活スタイルの変化に対応した暮らし環境を提供するための施策

駅や公益施設等の拠点連携による回遊・交流を促進します。

- ・ 都市における生活利便性を実感できる環境を創出するため、鉄道駅や市役所・公民館周辺、図書館等の市街地内拠点を連携する自転車・歩行者の利用環境の向上を図ります。

歩いて暮らせる市街地環境づくりを進めます。

- ・ 自動車に依存しない自転車や徒歩による生活環境を創出するため、都市計画道路や両宮排水路整備と合わせた歩行者空間の確保を図ります。

国道 349 号以東地域での適切な居住環境形成を誘導します。

- ・ 国道 349 号と都市計画道路菅谷・市毛線で囲まれた地域では、都市計画道路菅谷・市毛線の整備により、今後の宅地化の進行が想定されることから、地区計画制度の活用や用途地域の適切な運用により、良好な居住環境の形成を誘導します。



(3) 田園環境との調和した暮らし環境づくりを進めるための施策

住宅地における生活環境やコミュニティの維持に努めます。

- ・ 少子高齢化の中で地域コミュニティの形成を促進するため、地域の交流機能の維持やまちづくり活動を通じた機会の創出に努めます。

まとまりのある緑や水辺環境の保全・活用を図ります。

- ・まとまりある緑や水辺については、未来に継承する地域資源として、必要な行政施策や市民活動を通じ保全・活用に努めます。
- ・本地域では、住宅地に近接して平地林が残されていることから、これらの保全・活用を促進します。
- ・緑地や地域環境を保全するため不法投棄の監視に努めます。

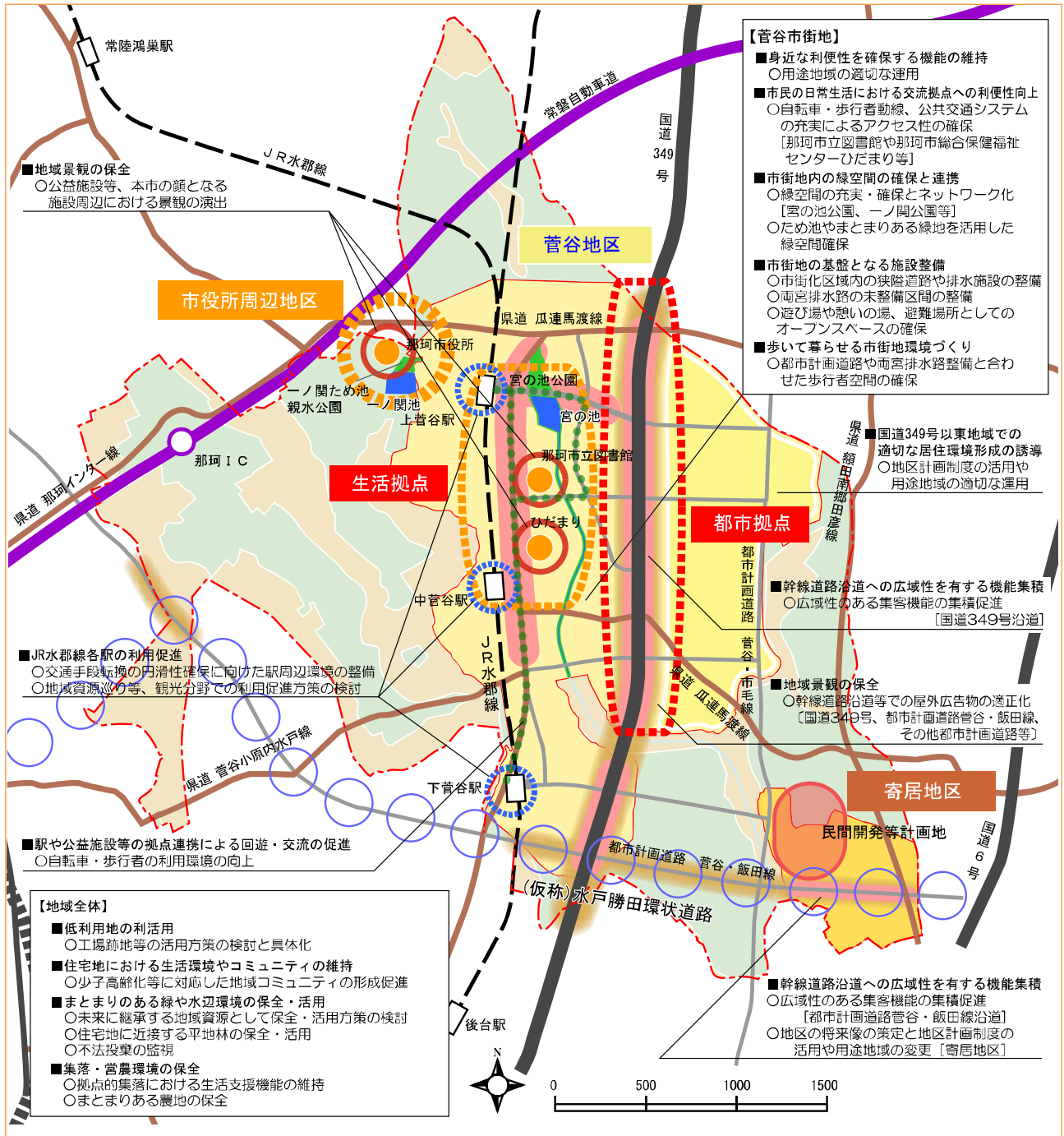
集落・営農環境の保全を図ります。

- ・集落については、田園地域における居住の場として位置づけ、拠点集落における生活支援機能(商業や金融、福祉サービス機能等)の維持に努めます。
- ・まとまりある農地については、関係機関との調整を図りながら集団性や営農環境の保全に努めます。

地域景観の保全に努めます。

- ・公益施設等、本市の顔となる施設の周辺においては、景観資源の保全・活用を図るとともに、屋外広告物の適切な規制を行い、魅力ある景観の演出を図ります。
- ・国道 349 号、都市計画道路菅谷・飯田線、その他都市計画道路等の幹線道路沿道では、沿道景観の適正化を図るため、屋外広告物の動向を注視し必要な施策を講じます。

図 - 菅谷地域の将来像



- 2 - 2 瓜連地域

1 . 地域の現況と課題

瓜連地域は、瓜連駅周辺に形成されてきた古くからの市街地と、計画的住宅開発地区である平野台地区という都市的な拠点を有しています。一方で、桜の名所となっている静峰ふるさと公園、静神社、常福寺、古徳沼等の地域資源が分布しています。

このような瓜連地域の課題として、次のような課題を設定します。

表 - 地域の課題

| 分野 | 課題 |
|-----------------|--|
| 都市計画 | 社会動向等を考慮した市街化区域や都市施設等の適正化 都市施設整備の推進(都市計画道路等) |
| 土地利用 | 瓜連駅南地区の宅地利用の促進 瓜連駅北側市有地の活用 幹線道路沿道等での土地利用の適正化 |
| 生活環境 (基盤施設) | 商業・業務機能等の生活支援機能の維持・確保 生活排水施設の整備(公共下水道・合併浄化槽) 市街地内の道路、公園、下水道等の都市基盤整備の促進 地域コミュニティの維持と形成促進 |
| 地域づくり (魅力づけ) | 地域に分布する自然・歴史資源の活用 河川・ため池等の水辺環境の活用 瓜連支所周辺の活用 |
| その他 | JR 水郡線の利用促進 |

2 . 地域の役割と将来像

本地域は、那珂市の中でも自然・歴史的要素を多く有することから、従来の瓜連市街地を中心とする日常生活圏を維持しつつ、静峰ふるさと公園や古徳沼等の地域資源を活用した魅力の発信を進め、県北地域への来訪客を対象に交流機能を提供する役割の充実が期待されます。

このような役割を担う地域として、本地区の将来像を次のように設定します。

地域の役割

瓜連市街地を中心とする日常生活圏の形成
県北地域への来訪客を対象に交流機能を提供する地域

地域の将来像

那珂市の魅力を発信する交流とゆとりある暮らしの地域

3. 地域づくりの方針

前項で設定した、「那珂市の魅力を発信する交流とゆとりある暮らしの地域」を実現するため、本地域の拠点となっている瓜連市街地の基本的な機能の再生と新しい機能の導入を進めるとともに、自然や歴史等の地域資源を生かし地域の魅力を発信するため、瓜連支所周辺の交流拠点(道の駅)を中心として、市民交流・地域交流を促進する拠点づくりを進めます。また、本地域の大部分を占め重要な農業生産空間となっている田園環境の保全を進めることとし、次のような地域づくりの目標を設定します。

- 目標 - 1 瓜連市街地の集客性の強化を進めます。
- 目標 - 2 自然・歴史を生かす拠点とネットワークを形成します。
- 目標 - 3 田園環境と調和した暮らし環境づくりを進めます。

4. 地域づくりの施策

地域づくりの目標をもとに、地域の将来像を実現するための施策を以下のように設定します。

(1) 瓜連市街地の集客性の強化を進めるための施策

瓜連駅南地区の宅地化を促進します。

- ・都市計画道路駅南停車場線、都市計画道路西室家・中道線の整備を契機に、駅南地区においては宅地開発等の適切な誘導に努めます。
- ・国道118号沿道では、駐車場を備えた沿道型の商業・業務施設等の立地を誘導します。

歴史・文化等を生かした散策環境を充実します。

- ・瓜連市街地では、うりづらロマンロードを中心に地域資源の情報やサイン等の充実を進め、歴史・文化資源を生かした街歩きを促進します。
- ・静神社、古徳沼等の地域に分布する地域資源の連携強化を図り、散策や回遊を促進します。
- ・散策環境の充実にあたっては、交流拠点(道の駅)との連携方策の充実を図ります。

低利用地の利活用を推進します。

- ・瓜連駅北側の市有地については、市街地の活性化を支援する資源として、活用方策の検討と具体化を目指します。

身近な利便性を確保する機能の維持を図ります。

- ・地域生活における利便性を確保するため、瓜連市街地を中心として、日常の買物や公共サービス機能の維持に努めます。



新たな交流拠点(道の駅)の形成を目指します。

- ・ 瓜連支所周辺においては、県北地域と水戸市の連携軸である国道 118 号に面するという位置条件を生かし、県北地域への来訪者を対象とする新たな交流拠点(道の駅)の形成を図り、市民交流・地域交流を促進します。
- ・ 交流拠点(道の駅)の形成にあたっては、うりづらロマンロードや周辺の地域資源との連携方策も検討し、回遊拠点としての機能充実に努めます。

市街地の基盤となる施設整備を進めます。

- ・ 市街地周辺における交通処理の円滑化を図るため、都市計画道路平野・杉本線の整備を進めます。
- ・ 市街化区域内では、安全で機能的な生活環境を確保するため、狭隘道路や排水施設の整備を進めます。
- ・ 子供の遊び場及び高齢者の憩いの場、避難場所として、公園や緑地等のオープンスペースの確保に努めます。

(2)自然・歴史を生かす拠点とネットワークを形成するための施策

静峰ふるさと公園や古徳沼の魅力向上を図ります。

- ・ 既存施設の維持・管理を図るとともに、地域資源としての魅力を高めるため、周辺の景観や環境の保全を図ります。

地域資源を連携するネットワークづくりを進めます。

- ・ 地域資源を活用した交流や地域への来訪を促進するため、地域資源に関する情報媒体やサインシステムの充実を目指します。



(3)田園環境との調和した暮らし環境づくりを進めるための施策

住宅地における生活環境やコミュニティの維持に努めます。

- ・ 少子高齢化の中で地域コミュニティの形成を促進するため、地域の交流機能の維持やまちづくり活動を通じた機会の創出に努めます。

JR 水郡線駅の利用を促進します。

- ・ 鉄道利用の利便性向上を図るため、鉄道と自動車、自転車等の乗り換え等の円滑性確保に向け、駅前広場やアクセス道路、駐輪場・駐車場等の駅周辺環境の整備を進めます。
- ・ 観光分野等との施策の連携を図りながら、地域資源巡り等における利用機会の創出を目指します。

まとまりのある緑や水辺環境の保全・活用を図ります。

- ・ まとまりある緑や水辺については、未来に継承する地域資源として、必要な行政施策や市民活動を通じ保全・活用に努めます。
- ・ 緑地や地域環境を保全するため不法投棄の監視に努めます。

集落・営農環境の保全を図ります。

- ・ 集落については、田園地域における居住の場として位置づけ、拠点集落における生活支援機能(商業や金融、福祉サービス機能等)の維持に努めます。
- ・ まとまりある農地については、関係機関との調整を図りながら集団性や営農環境の保全に努めます。

地域景観の保全に努めます。

- ・ 地域西部の丘陵部等、豊かな緑資源が形成する景観の保全に努めます。
- ・ 静峰ふるさと公園や古徳沼等の交流要素となる地域資源周辺においては、景観資源の保全・活用を図るとともに、屋外広告物の適切な規制を行い、魅力ある景観の演出を図ります。
- ・ 国道 118 号、県道日立笠間線、県道那珂瓜連線等の幹線道路沿道では、沿道景観の適正化を図るため、屋外広告物の動向を注視し必要な施策を講じます。

図 - 瓜連地域の将来像



- 2 - 3 額田・神崎地域

1. 地域の現況と課題

額田・神崎地域は、古くから地域の中心であった額田集落を中心に寺社等の地域資源が多く分布しています。一方で、向山地区には原子力関連施設が立地するとともに、商業・業務、医療福祉等の生活支援機能が集積する菅谷地区に近接し、常陸太田市、ひたちなか市や東海村への利便性も高い等、田園的要素を基本に都市的な利便性を享受できる地域です。

このような額田・神崎地域の課題として、次のような課題を設定します。

表 - 地域の課題

| 分野 | 課題 |
|-----------------|---|
| 都市計画 | 社会動向等を考慮した市街化区域や都市施設等の適正化 |
| 土地利用 | 向山地区(工業専用地域)の都市的土地利用の促進 幹線道路沿道等での土地利用の適正化 |
| 生活環境 (基盤施設) | 生活排水施設の整備(公共下水道・合併浄化槽) 人口減少・高齢化等への対応 地域コミュニティの維持と形成促進 |
| 地域づくり (魅力づけ) | 地域に分布する自然・歴史資源の活用 |
| その他 | JR 水郡線の利用促進 |

2. 地域の役割と将来像

本地域は、那珂市の中でも自然・歴史的要素を多く有する地域である一方で、原子力関連施設が集積する東海村に隣接し、原子力関連機能の集積も想定される地域です。そのため、既存環境の維持による田園生活圏を形成するとともに、産業系機能を中心として那珂市や地域における未来の活力の源泉となる機能の導入を目指す役割が期待されます。

このような役割を担う地域として、本地区の将来像を次のように設定します。

地域の役割

既存環境の維持による田園生活圏の形成
産業系機能を中心として那珂市や地域における未来の活力の源泉となる機能の導入

地域の将来像

地域の歴史と調和した活力を創出する地域

3. 地域づくりの方針

前項で設定した、「地域の歴史と調和した活力を創出する地域」を実現するため、地域のコミュニティや生活利便性の確保等に配慮しながら、既存の集落や営農環境の保全を基本とした施策を進めます。一方で、地区東部では、向山地区や笠松運動公園等、ひたちなか市や東海村と一体となった施策も求められることから、このような古い要素と新しい要素との調和に配慮した施策を進めることとし、次のような地域づくりの目標を設定します。

- 目標 - 1 田園環境と調和した暮らし環境づくりを進めます。
- 目標 - 2 自然・歴史を生かす拠点とネットワークを形成します。
- 目標 - 3 将来に向けた成長要素の充実を進めます。

4. 地域づくりの施策

地域づくりの目標をもとに、地域の将来像を実現するための施策を以下のように設定します。

(1) 田園環境との調和した暮らし環境づくりを進めるための施策

身近な利便性を確保する機能の維持を図ります。

- ・地域生活における利便性を確保するため、額田地区に集積する商業・業務機能等の維持に努めます。



まとまりのある緑や水辺環境の保全・活用を図ります。

- ・まとまりある緑や水辺については、未来に継承する地域資源として、必要な行政施策や市民活動を通じ保全・活用に努めます。
- ・緑地や地域環境を保全するため不法投棄の監視に努めます。

JR 水郡線駅の利用を促進します。

- ・鉄道利用の利便性向上を図るため、鉄道と自動車、自転車等の乗り換え等の円滑性確保に向け、駅前広場やアクセス道路、駐輪場・駐車場等の駅周辺環境の整備を進めます。
- ・地域資源巡り等の観光分野での利用促進方策について関係機関との協議を進めます。

住宅地における生活環境やコミュニティの維持に努めます。

- ・少子高齢化の中で地域コミュニティの形成を促進するため、地域の交流機能の維持やまちづくり活動を通じた機会の創出に努めます。

集落・営農環境の保全を図ります。

- ・集落については、田園地域における居住の場として位置づけ、拠点集落における生活支援機能(商業や金融、福祉サービス機能等)の維持に努めます。
- ・地域の居住人口の維持を図るため、人口動向に留意しながら、市街化調整区域における区域指定の活用を図ります。
- ・まとまりある農地については、関係機関との調整を図りながら集団性や営農環境の保全に努めます。



地域景観の保全に努めます。

- ・豊かな緑資源が形成する景観の保全に努めます。
- ・交流要素となる地域資源周辺においては、景観資源の保全・活用を図るとともに、屋外広告物の適切な規制を行い、魅力ある景観の演出を図ります。
- ・国道6号、国道349号、県道常陸那珂港山方線等の幹線道路沿道では、沿道景観の適正化を図るため、屋外広告物の動向を注視し必要な施策を講じます。

(2) 自然・歴史を生かす拠点とネットワークを形成するための施策

地域資源を連携するネットワークづくりを進めます。

- ・額田城址については、地域の歴史を物語る拠点として位置づけ、市民組織や関係部署との調整を進めながら、保全・活用や来訪者の利便性向上に向けた施策の具体化とともに、周辺に分布する寺社等との連携による地域資源としての魅力向上を目指します。
- ・地域資源を活用した交流や地域への来訪を促進するため、地域資源に関する情報媒体やサインシステムの充実を目指します。

(3) 将来に向けた成長要素の充実を進めるための施策

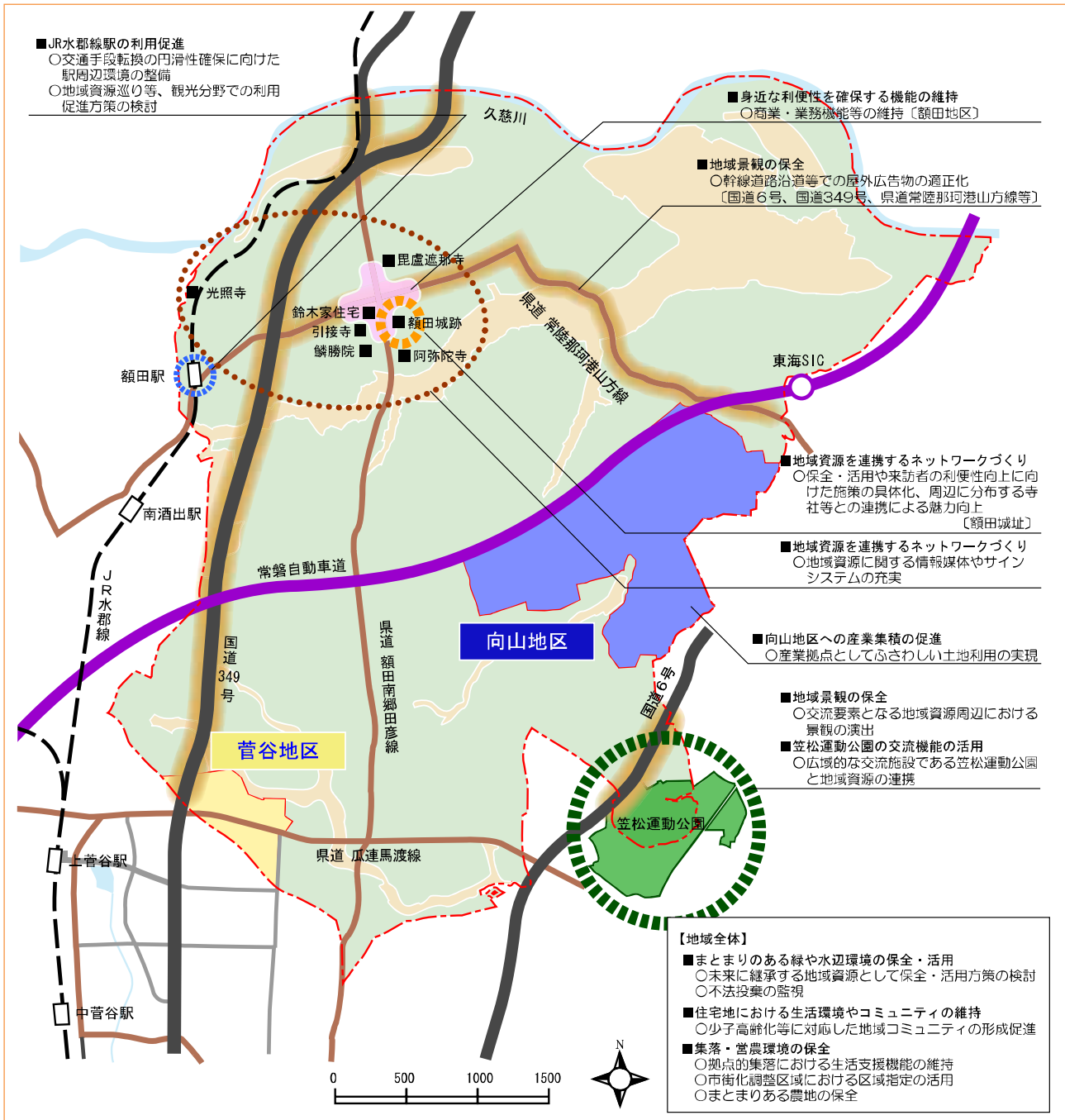
向山地区への産業集積を促進します。

- ・向山地区の工業専用地域では、未利用となっている用地の利用について、関係機関に働きかけを行う等、産業拠点としてふさわしい土地利用の実現を目指します。

笠松運動公園の交流機能の活用を図ります。

- ・広域的な交流施設である笠松運動公園を活用した交流を創出するため、地域資源との連携を目指します。

図 - 額田・神崎地域の将来像



【 凡 例 】

- | | | | | | |
|--|--------|--|-----------|--|--------|
| | 交流拠点 | | 産業系市街地 | | 県道 |
| | 交通拠点 | | 営農ゾーン | | 都市計画道路 |
| | 住居系市街地 | | 国道 | | 鉄道 |
| | 沿道系利用 | | 屋外広告物の適正化 | | |

- 2 - 4 戸多・芳野・木崎地域

1. 地域の現況と課題

戸多・芳野・木崎地域は、農地や山林等が分布する田園的要素が多い地域です。また、県民の森や那珂総合運動公園等、広域性を有する拠点施設も立地しています。

一方で、那珂 IC に近接し大子方面へとつながる国道 118 号が通過することから、道路沿道への施設立地も進んできました。

このような戸多・芳野・木崎地域の課題として、次のような課題を設定します。

表 - 地域の課題

| 分野 | 課題 |
|-----------------|--|
| 都市計画 | 社会動向等を考慮した市街化区域や都市施設等の適正化 |
| 土地利用 | 那珂西部工業団地への産業集積の促進 幹線道路沿道等での土地利用の適正化 |
| 生活環境 (基盤施設) | 生活排水施設の整備(公共下水道・合併浄化槽、農業集落排水事業) 人口減少・高齢化等への対応 地域コミュニティの維持と形成促進 |
| 地域づくり (魅力づけ) | 地域に分布する自然・歴史資源の活用 河川・ため池等の水辺環境の活用 |
| その他 | JR 水郡線の利用促進 |

2. 地域の役割と将来像

本地域は、那珂市の中でも自然・歴史的要素を多く有する地域です。また国道 118 号が通過していることから、瓜連地区とともに県北地域への来訪客を対象とする交流機能の提供が期待されます。

また、県民の森や那珂総合運動公園等を生かし、那珂市や周辺地域に対し身近に親しめるレクリエーション機会の提供が期待されます。このような役割を担う地域として、本地区の将来像を次のように設定します。

地域の役割

県北地域への来訪客を対象とする交流機能の提供
身近に親しめるレクリエーション機会の提供

地域の将来像

自然の中で人々の交流を育む地域

3. 地域づくりの方針

前項で設定した、「自然の中で人々の交流を育む地域」を実現するため、地域のコミュニティや生活利便性の確保等に配慮しながら、地域資源である自然環境や営農環境の保全に努めるとともに、県民の森や那珂総合運動公園等の身近に利用できるレクリエーション拠点を生かした地域づくりを進めることとし、次のような地域づくりの目標を設定します。

目標 - 1 田園環境と調和した暮らし環境づくりを進めます。

目標 - 2 身近なレクリエーション機能の充実を進めます。

目標 - 3 都市機能の充実を進めます。

4. 地域づくりの施策

地域づくりの目標をもとに、地域の将来像を実現するための施策を以下のように設定します。

(1) 田園環境との調和した暮らし環境づくりを進めるための施策

住宅地における生活環境やコミュニティの維持に努めます。

- ・ 少子高齢化の中で地域コミュニティの形成を促進するため、地域の交流機能の維持やまちづくり活動を通じた機会の創出に努めます。

身近な利便性を確保する機能の充実を図ります。

- ・ 地域生活における利便性を確保するため、菅谷地区等への利便性確保を図るとともに、地域内における日常の買物や公共サービス機能の充実に努めます。

まとまりのある緑や水辺環境の保全・活用を図ります。

- ・ まとまりある緑や水辺については、未来に継承する地域資源として、必要な行政施策や市民活動を通じ保全・活用に努めます。
- ・ 緑地や地域環境を保全するため不法投棄の監視に努めます。

JR 水郡線駅の利用を促進します。

- ・ 鉄道利用の利便性向上を図るため、鉄道と自動車、自転車等の乗り換え等の円滑性確保に向け、駅前広場やアクセス道路、駐輪場・駐車場等の駅周辺環境の整備を進めます。
- ・ 地域資源巡り等の観光分野での利用促進方策について関係機関との協議を進めます。

集落・営農環境の保全を図ります。

- ・ 集落については、田園地域における居住の場として位置づけ、拠点集落における生活支援機能(商業や金融、福祉サービス機能等)の維持に努めます。
- ・ 地域の居住人口の維持を図るため、人口動向に留意しながら、市街化調整区域における区域指定の活用を図ります。
- ・ まとまりある農地については、関係機関との調整を図りながら集団性や営農環境の保全に努めます。

地域景観の保全に努めます。

- ・ 交流要素となる地域資源周辺においては、景観資源の保全・活用を図るとともに、屋外広告物の適切な規制を行い、魅力ある景観の演出を図ります。
- ・ 国道 118 号、那珂 IC 周辺、県道下宿常陸鴻巣停車場線等の幹線道路沿道では、沿道景観の適正化を図るため、屋外広告物の動向を注視し必要な施策を講じます。

(2) 身近なレクリエーション機能の充実を進めるための施策

地域資源を連携するネットワークづくりを進めます。

- ・ 地域資源を活用した交流や地域への来訪を促進するため、地域資源に関する情報媒体やサインシステムの充実を目指します。

県民の森、那珂総合運動公園等の交流拠点の活用を図ります。

- ・ 広域性を有する交流拠点として、施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域資源としての魅力を高めるため、周辺の景観や環境の保全を図ります。
- ・ 広域からの利便性を高めるためアクセス性の確保を図るとともに、周辺拠点との連携強化を図ります。



(3) 都市機能の充実を進めるための施策

那珂西部地区への産業集積を促進します。

- ・ 那珂西部地区では、緑豊かな操業環境の維持に努めるとともに、産業拠点として企業立地を進めます。

那珂 IC からのアクセス機能の維持を図ります。

- ・ 那珂 IC 周辺の交通処理機能の維持を図り広域からの利便性確保に努めます。

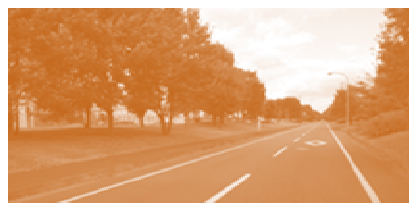
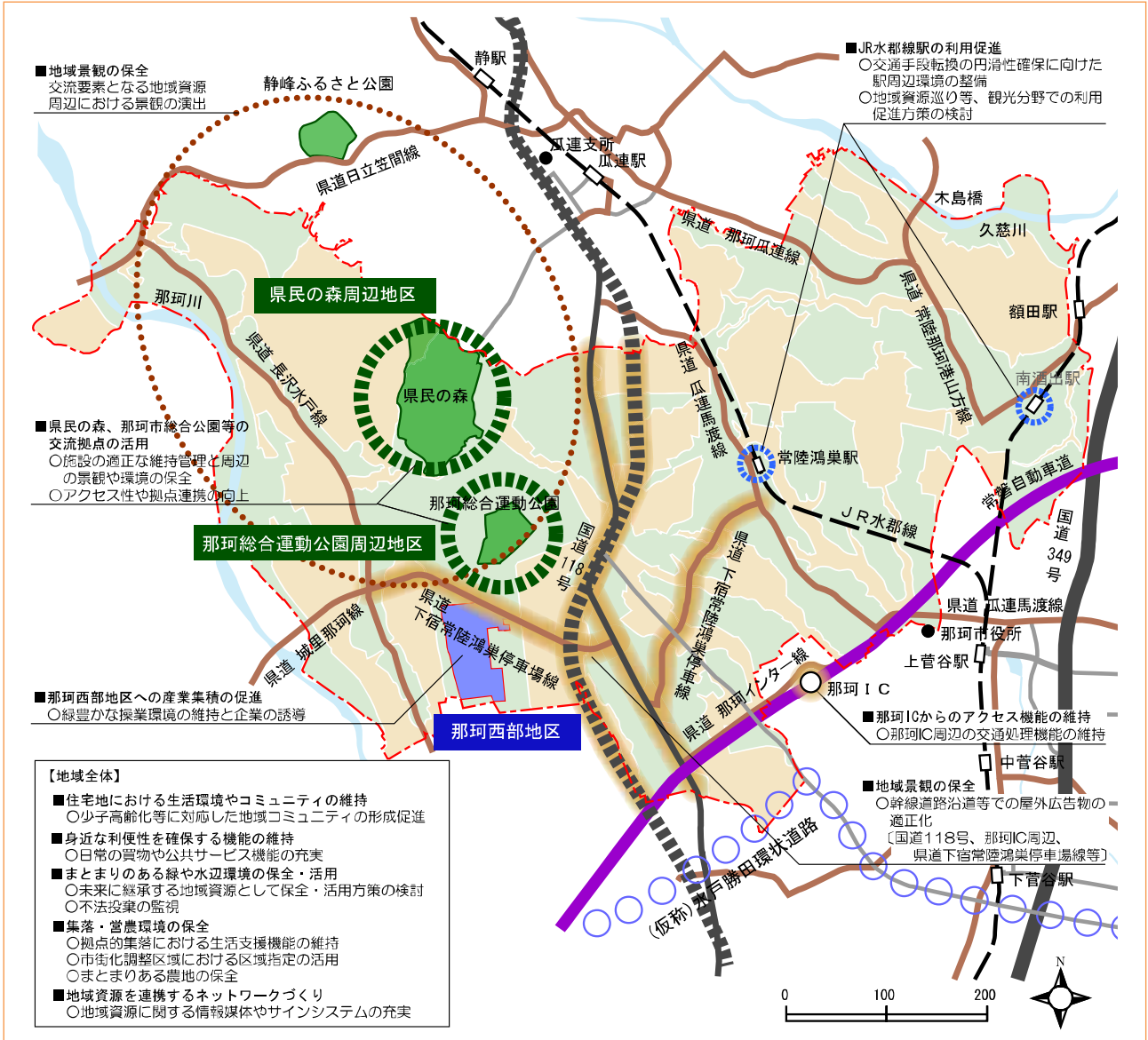


図 - 戸多・芳野・木崎地域の将来像



- 2 - 5 五台地域

1 . 地域の現況と課題

五台地域は、市街化区域は指定されていないものの、水戸市やひたちなか市への利便性が高く、幹線道路沿道での住宅や商業施設等の立地が進んできた地域です。一方で那珂川沿岸の水田や平地林等も分布し良好な田園環境を有するとともに、教育施設も立地しており文教地区としての性格も有する地域です。

表 - 地域の課題

| 分野 | 課題 |
|-----------------|--|
| 都市計画 | 都市計画道路の整備 |
| 土地利用 | 都市的土地利用と営農環境との調和 国道 118 号、国道 349 号沿道での土地利用の適正化 |
| 生活環境 (基盤施設) | 既存の居住環境の維持 生活排水施設の整備(公共下水道・合併浄化槽) 地域コミュニティの維持と形成促進 |
| 地域づくり (魅力づけ) | 河川・ため池等の水辺環境の活用 文教地区としての環境保全 |
| その他 | JR 水郡線の利用促進 |

2 . 地域の役割と将来像

本地域は、水戸市やひたちなか市に近接する水戸市外縁の地域として、那珂市はもとより水戸市との機能分担を考慮することが必要です。そのため、教育施設や住宅等の集積、那珂川という水戸都市圏でのオープンスペースとなる空間を挟んで水戸市に近接するという位置条件を背景として、教育・居住環境の充実を図ることが期待されます。

地域の役割

教育施設の集積を生かした教育環境の充実
水戸市との近接性を生かした居住の場としての環境整備

地域の将来像

都市と自然が調和した暮らしの地域

3. 地域づくりの方針

前項で設定した、「都市と自然が調和した暮らしの地域」を実現するため、既存の居住空間の環境保全を図るとともに、那珂川と那珂台地が構成する斜面緑地等の景観や文教施設の集積等を生かした地域環境の魅力向上を図ることとし、次のような地域づくりの目標を設定します。

- 目標 - 1 これまでの暮らし環境の維持を図ります。
- 目標 - 2 文教施設を生かし地域の魅力向上を図ります。
- 目標 - 3 田園環境と調和した暮らし環境づくりを進めます。

4. 地域づくりの施策

地域づくりの目標をもとに、地域の将来像を実現するための施策を以下のように設定します。

(1) これまでの暮らし環境の維持を図るための施策

住宅地における生活環境やコミュニティの維持に努めます。

- ・ 少子高齢化の中で地域コミュニティの形成を促進するため、地域の交流機能の維持やまちづくり活動を通じた機会の創出に努めます。

身近な利便性を確保する機能の維持を図ります。

- ・ 地域生活における利便性を確保するため、菅谷地区等への利便性確保を図るとともに、地域内における日常の買物や福祉サービス機能等の充実に努めます。

JR 水郡線駅の利用促進を支援します。

- ・ 鉄道利用の利便性向上を図るため、鉄道と自動車、自転車等の乗り換え等の円滑性確保に向け、駅前広場やアクセス道路、駐輪場・駐車場等の駅周辺環境の整備を進めます。
- ・ 地域資源巡り等の観光分野での利用促進方策について関係機関との協議を進めます。

住宅地域の基盤となる施設整備を進めます。

- ・ 生活利便性の向上による地域の魅力創出を図るため、地域生活拠点の形成や生活軸の明確化を図ります。
- ・ 快適な生活環境を確保するため、公共下水道全体計画等に基づく汚水排水整備や、道路側溝等の雨水排水施設の整備を推進します。

(2) 文教施設を生かし地域の魅力向上を図るための施策

文教地区としてふさわしい地域空間を演出します。

- ・ 教育施設が集積する文教地域として地域の魅力向上を図るため、文教施設周辺での屋外広告物の適正化を図ります。

(3) 田園環境との調和した暮らし環境づくりを進めるための施策

まとまりのある緑や水辺環境の保全・活用を図ります。

- ・まとまりある緑や水辺については、未来に継承する地域資源として、必要な行政施策や市民活動を通じ保全・活用に努めます。
- ・緑地や地域環境を保全するため不法投棄の監視に努めます。

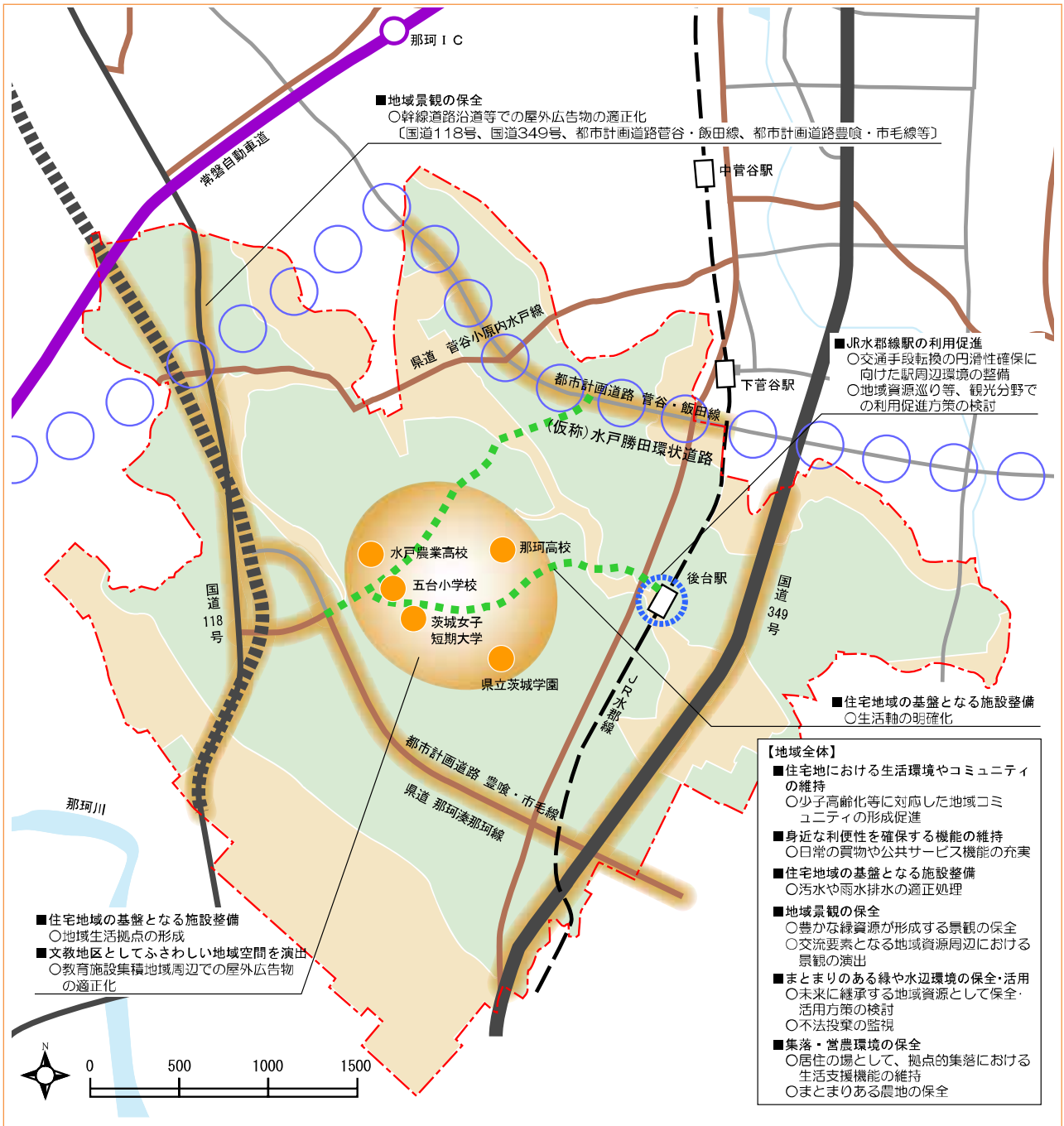
集落・営農環境の保全を図ります。

- ・集落については、田園地域における居住の場として位置づけ、拠点集落における生活支援機能(商業や金融、福祉サービス機能等)の維持に努めます。
- ・まとまりある農地については、関係機関との調整を図りながら集団性や営農環境の保全に努めます。

地域景観の保全に努めます。

- ・豊かな緑資源が形成する景観の保全に努めます。
- ・交流要素となる地域資源周辺においては、景観資源の保全・活用を図るとともに、屋外広告物の適切な規制を行い、魅力ある景観の演出を図ります。
- ・国道118号、国道349号、都市計画道路菅谷・飯田線、都市計画道路豊喰・市毛線等の幹線道路沿道では、沿道景観の適正化を図るため、屋外広告物の動向を注視し必要な施策を講じます。

図 - 五台地域の将来像



【凡例】

- | | | | | | |
|--|-----------|--|----|--|--------|
| | 交通拠点 | | 国道 | | 都市計画道路 |
| | 営農ゾーン | | 県道 | | 鉄道 |
| | 屋外広告物の適正化 | | | | |

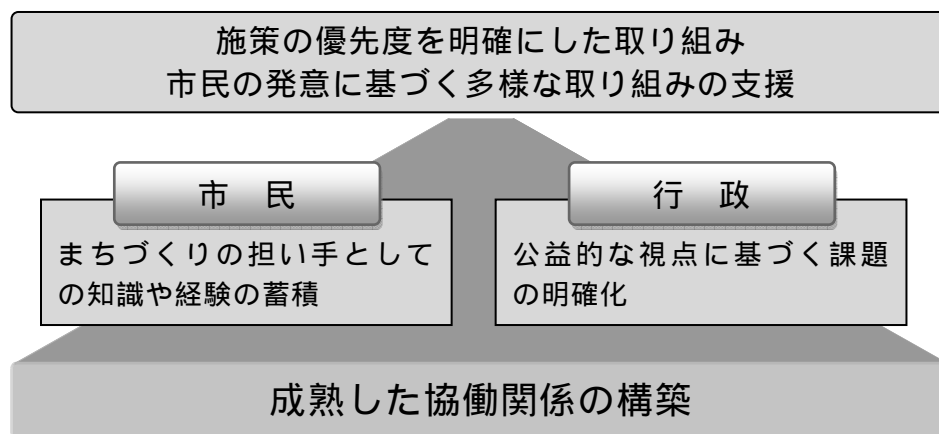
第 章 都市づくりの実現に向けて

1. 本計画に基づく都市の実現に向けた視点

人口減少や高齢化、国内製造業の空洞化等、これまでと大きく異なった社会環境のもとで都市づくりを進めるためには、本計画で設定した将来都市像を見据えつつ、施策の優先度を明確にして取り組むことが必要になるとともに、従来のように行政主導による施策実施でなく、市民の発意に基づく多様な取り組みを支援することも必要です。

施策の優先度については、主として行政が主体となって、公益的な視点から那珂市が有する課題について明確化を図るとともに、将来都市像の実現という視点に基づき決定していくことが必要です。一方、市民の発意に基づく多様な取り組みを支援するためには、市民参加制度の充実とともに、市民においてもまちづくりの担い手としての知識や経験を深め、行政との間で成熟した協働関係を構築していくことが不可欠です。

図 - 計画実現に向けた視点



また、市民においては、個人だけでなく地域で事業活動を営む事業者の存在も重要になっています。都市計画と密接に関わる開発や保全、景観づくり等では、事業者の活動が直接地域の態様を変化させる要因ともなり、個人としての市民にも増して事業者の責務が重要になっています。

2. 計画実現に向けた道標(マイルストーン)の設定

前項で示した都市の実現に向けた視点に基づき、本計画の目標年次である平成 42 年を 期に区分して、各期に達成すべき目標を道標(マイルストーン)として設定します。なお、本項において個別に示されていない施策についても、都市の状況の変化や関連事業等を鑑みながら実施するものとします。

図 - 計画期間の設定



第 期(策定後の当初 5 年)における道標

第 期では、現在進められている施策の推進を図るとともに、現在計画中の施策について、その必要性を見極めながら実現へと導きます。また、都市計画道路整備に伴う基盤整備等、施策の実施に伴い新たな整備課題が生じることも想定されることから、これらへの対応を行います。

一方、本期間は、都市計画区域マスタープラン(茨城県策定)等、本計画の上位計画の策定期間にもあたることから、必要な調整を進め新市としての都市施策の礎を構築します。

図 - 第 期において取り組む施策

| 項 目 | 地 区 名 | 備 考 |
|-------------|--------------------|---------|
| 実施中施策の推進 | 上菅谷駅前地区 | |
| | 下菅谷地区 | |
| | 杉原地区 | |
| | 都市計画道路菅谷・市毛線 | |
| | 都市計画道路上菅谷停車場線 | |
| | 都市再生整備計画 | 菅谷地区 |
| 計画中施策の実現 | 中里地区 | |
| | 寄居地区 | 大規模集客施設 |
| | 瓜連支所周辺地区 | 交流機能 |
| | 都市再生整備計画 | 瓜連駅周辺地区 |
| 新たな整備課題への対応 | 国道 349 号以東地区での基盤整備 | |
| | 寄居地区の用途地域変更・地区計画 | |
| | 工場跡地等の方針の策定 | |

マイルストーン：本来は「起点からの距離を示す標識のうち、マイルで表したもの」という意味だが、計画管理の分野では、目標の達成時期や他の分野との整合性を確保するためのポイント等を示す言葉として用いられる。

第 期(5年～10年まで)における道標

第 期で達成する施策としては、第 期での事業効果を踏まえ、都市の魅力を高めるための施策を展開するとともに、長期的な視点での取り組みが必要と考えられる施策の実現を目指します。

また、計画策定後 10 年を経過することから、社会情勢や都市の状況を考慮しながら必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図 - 第 期までに実現を目指す施策

| 施 策 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 公共交通の利用促進 | 駅周辺での駐車場や駐輪場の整備 公共交通の利便性確保に向けた施策の具体化 |
| 市街地整備 | 市街地内未利用地での宅地化 工場等跡地の利用の具体化 |
| 都市基盤の整備 | 菅谷市街地、瓜連市街地に関連する街路ネットワークの概成 都市圏環状道路の整備(菅谷・飯田線) 公共下水道の整備 市街地の主要箇所におけるバリアフリー化の実現 |
| 市街地内 オープンスペースの確保 | 平地林保全の枠組みの具体化(市民・行政の協働) モデルとなる河川・水路整備の実施 |

第 期(10年以降)における道標

第 期の道標は、個別施策の達成評価でなく、本計画で示した「暮らしやすい『街』と『彩り』ある暮らし環境づくり」という理念に基づき、望ましい都市環境が形成されていることが重要になります。そのため、定性的な道標として次のような事項を示します。

図 - 第 期における定性的な道標

| 実現を目指す道標 | 内 容 |
|-------------|---|
| 暮らしやすい「街」 | 日々の生活の中で市民がいきいきと暮らせる街となっているか。 人口減少が抑制されるとともに、産業が定着し活力ある街となっているか。 |
| 「彩り」ある暮らし環境 | 世代間交流や多様な暮らし方を実現する環境が整っているか。 市民の交流や来訪者がみられる街となっているか。 |

3. まちづくり参加への動機づけ

まちづくり活動に対し、市民(個人や事業者)の参加を促進するためには、動機となるきっかけを設定することが効果的です。那珂市では、「地区街づくり条例」に基づく活動を進めていますが、このような経験の蓄積を図るとともに、まちづくりへの参加を一層促進するため、下表のような取り組みを進めます。

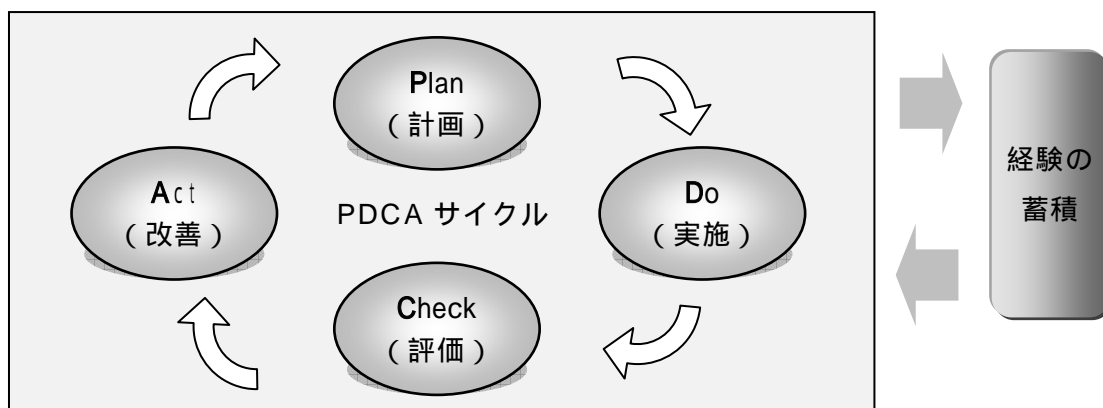
表 - 市民協働のきっかけとなる取り組みの例

| まちづくりへの参加機会 | 活動の例 |
|----------------|---|
| 街並み・景観づくりへの参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の形態や色、緑化等についてルールを決める。 〔住宅地、集落等〕 ・ 景観重要建造物、景観重要樹木等の保存に取り組む。 〔景観計画づくり〕 ・ 公共施設の計画づくりに参加する。〔公益施設、公園、河川等〕 |
| 地区整備への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画等による生活道路の拡幅・新設の計画づくりへの参加や意向のとりまとめを行う。 〔地区街づくり条例〕 |
| 自然環境の保全・活用への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山づくり等、地域の自然環境の保全活動を通して体験・学習機会を提供する。 〔平地林・山林の保全〕 |
| 身近な施設の管理への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や緑地、道路植栽等の管理を行う。 〔公園、道路(植栽管理)〕 |

4. 計画管理と経験の蓄積

計画の実施にあたっては、計画の進捗管理と必要な是正を適正に進めるため、計画(Plan)を実施し(Do)、その結果を評価し(Check)、改善し(Action)、次の計画に反映する管理の仕組みを構築します。また、これらのプロセスから得た経験を蓄積する仕組み構築し、都市施策の着実な実現を図ります。

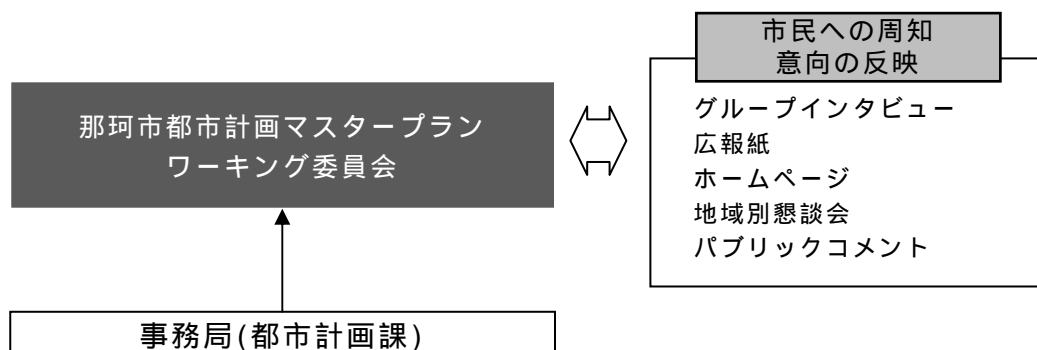
表 - P-D-C-A サイクルと経験の蓄積



P-D-C-A サイクル：事業活動等を計画どおりスムーズに進めるための管理サイクル。綿密に計画を立て、そのとおりに(軌道修正しながら)実践し、結果を評価し、改善し、次につなげるというサイクルを示す。

1. 那珂市都市計画マスタープランの策定体制

組織構成



ワーキング委員名簿

| | 部 名 | 課 名 | 委員名 |
|----|-------|---------|--------|
| 1 | 市長公室 | 企画課 | 渡辺 荘一 |
| 2 | 総務室 | 財政課 | 大内 正輝 |
| 3 | 市民生活部 | 市民活動課 | 寺門 洋紀 |
| 4 | | 環境課 | 南波 三千代 |
| 5 | | 生活安全課 | 田口 裕二 |
| 6 | 保険福祉部 | 福祉課 | 堀口 才二 |
| 7 | 産業部 | 農政課 | 植田 孝二 |
| 8 | | 商工観光課 | 秋山 雄一郎 |
| 9 | 建設部 | 道路河川整備課 | 箕川 覚 |
| 10 | | 用地管理課 | 平野 敏 |
| 11 | | 市街地整備課 | 海野 英樹 |
| 12 | 上下水道部 | 下水道課 | 助川 啓治 |

2. 那珂市都市計画マスタープランの策定経緯

| 開催・実施日 | 実施経緯 |
|---------------------------|---|
| 平成 21 年 6 月 15 日 | 第 1 回那珂市都市計画マスタープラン 策定ワーキング委員会 |
| 平成 21 年 7 月 14 日 | グループインタビュー(フレンドリー保育) |
| 平成 21 年 7 月 15 日 | グループインタビュー(女性ネットワーク那珂) グループインタビュー(社会福祉協議会) |
| 平成 21 年 8 月 18 日 | グループインタビュー(那珂市民生委員) |
| 平成 21 年 10 月 8 日 | グループインタビュー(商工会青年部) |
| 平成 21 年 10 月 6 日 | 第 2 回那珂市都市計画マスタープラン 策定ワーキング委員会 |
| 平成 21 年 11 月 5 日 | 第 3 回那珂市都市計画マスタープラン 策定ワーキング委員会 |
| 平成 21 年 11 月 25 日 | 那珂市都市計画審議会〔中間報告〕 |
| 平成 21 年 11 月 25 日 | 地域別懇談会(戸多・芳野・木崎地区) |
| 平成 21 年 11 月 26 日 | 地域別懇談会(瓜連地区) |
| 平成 21 年 11 月 27 日 | 地域別懇談会(額田・神崎地区) |
| 平成 21 年 12 月 1 日 | 地域別懇談会(菅谷地区、五台地区) |
| 平成 22 年 1 月 21 日 | 茨城県報告会(関係課 25 課) |
| 平成 22 年 1 月 20 日～2 月 19 日 | パブリックコメント |
| 平成 22 年 2 月 25 日 | 那珂市都市計画審議会〔諮問〕 |